

平 成 17 年 度
中山間地域等直接支払制度の取組事例

平成18年 6 月
農林水産省農村振興局

目 次

1．集落マスタープランに特徴のある事例

- 集落がいきいきと活動できるマスタープランを作成（福島県二本松市 大平中井） 2
- ワークショップによりマップとビジョンを策定（熊本県上益城郡山都町 井無田） 4

2．機械・農作業の共同化を目標としている事例

- 他の集落協定と連携し農業機械を共同購入・利用（奈良県山辺郡山添村 勝原 2） 6
- 哺育センターの設立・運営（北海道中川郡豊頃町 湧洞・長節・旅来） 8

3．高付加価値型農業の実践を目標としている事例

- 新規作物としてニンニクを栽培（福井県勝山市荒土町 西ヶ原） 10

4．地場産農産物等の加工・販売を目標としている事例

- エゴマ豆腐を直売所で販売（山形県飽海郡遊佐町 岩野地区農地保全の会） 12
- 地場産農産物の加工販売を目指して（福岡県朝倉郡杷木町 平榎農光会） 14
- シークワサーの栽培で集落活性化（沖縄県名護市 勝山） 16

5．都市住民との交流を目標としている事例

- NPO法人との連携による体験農園の実施（青森県南津軽郡尾上町 金屋） 18
- 棚田オーナー制度を通じ都市住民との交流（千葉県鴨川市釜沼 釜沼千枚田） 20
- ボランティアとの協働による棚田保全
（滋賀県大津市 平尾中山間地域農業推進協議会） 22
- 他団体と連携した自然生態系保全活動の推進（北海道雨竜郡雨竜町 川向） 24

6．学校等教育機関と連携を目標としている事例

- 子どもたちと一緒に元気な地域づくり（山形県最上郡戸沢村 野口） 26
- 「カタクリの里」「蛍の川」を整備し学校と連携（栃木県那須郡那須町 大深堀） 28

7．担い手への農地集積を目標としている事例

- 認定農業者に協定農用地の3分の2を農地集積（青森県十和田市 泉田） 30
- 担い手に農地利用集積（滋賀県愛知郡愛荘町 松尾寺北） 32

8．農業生産法人、集落営農組織の育成を目標にしている事例

- 協定農用地の大部分が担い手へ集積（山形県最上郡舟形町 原田山地区） 34
- 農業機械を共同購入し特定農業法人の設立を目指す（宮城県白石市白川 犬卒都婆） 36
- 震災を契機とした集落ぐるみの営農体制づくり（新潟県北魚沼郡川口町 武道窪） 38
- 13集落協定を統合した集団営農への取組（岐阜県中津川市 蛭川） 40
- 自分たちの農地を自分たちで守る（山口県阿武郡阿武町 宇久） 42

< 集落マスタープランに特徴のある事例 >

○ 集落がいきいきと活動できるマスタープランを作成

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福島県二本松市 にほんまつし 大平中井 おおだいらなかい			
協 定 面 積 11.8 ha	田（91％）	畑（9％）	草地	採草放牧地
	水稻	桑	-	-
交 付 金 額 135 万円	個人配分			49%
	共同取組活動 （51.0％）	将来の体制整備として取り組む活動		33%
		水路・農道等の維持管理		8%
		農用地の維持管理		6%
		管理体制における担当者の活動		4%
協 定 参 加 者	農業者 21人 非農業者 3人			

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

かつては養蚕地帯であったが、他産業従事者が多くなり、遊休桑園や耕作放棄地が多く見られ、その対策が急務である。

こうした中で、前対策に取組み、活動の都度、話し合いを続けた結果、集落機能の維持、継承を図りながら、地域の結集力で生産活動を行い、耕作条件の不利性の克服に努めていくこととし、野菜や花の導入（ソフトプラン）、目指す営農類型の確立（営農プラン）、コミュニティの場づくり（ハードプラン）を柱とする「里づくりスリープラン」を作成し取り組むこととした。

里づくりソフトプラン

- ・売れる野菜づくりのいろは：アンケートの実施、指導会の開催
- ・景観形成のための花づくりのいろは：指導会の開催、展示圃の設置
- ・野菜生産組合の立ち上げ：直売所→量販店→市場への出荷
- ・集落機能の維持継承：現行機能の再構築

里づくり営農プラン

- ・水稻＋露地野菜：地域資源の活用、多様な品目野菜による集落営農の実現
- ・水稻＋大豆：地域特産と結びつけ、加工品も含め所得拡大
- ・水稻＋野菜販売：世代に即した農業生産の取り組み
- ・水稻＋山菜：山菜栽培による急傾斜農地の保全
- ・水稻＋受託作業：水稻作業委託を中心とした組織、園芸複合による所得拡大
- ・水稻＋多面的機能維持：集落組織で農地保全等、景観形成

里づくりハードプラン

- ・コミュニティ施設の設置検討：集落員の情報交換の場をつくる
- ・コミュニティガーデンの設置検討：季節の花に接する場をつくる
- ・いこいの森の設置検討：集落外から遊びに来られる場をつくる



農用地保全マップには、集落における耕作放棄地の発生防止や多面的機能の確保を図るため、農道の傷みが激しく土砂入れや重機による整地が必要な位置、景観作物の作付けの実施範囲さらには担い手への農作業の委託を図る範囲も定めた。



【共同作業による景観作物作付け（ほ場等）】

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	体制整備に向けた取組
農地の耕作・管理(11.8ha) 個別対応	周辺林地の下草刈り (約1ha、年 1 回) 共同取組活動	担い手育成 担い手への農作業委託 (集約率5% → 50%) 共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路 2.5km 年2回 清掃, 草刈り ・道路 1.5km 年2回 草刈り 年1回 道路補修 共同取組活動	景観作物作付け (マリーゴールドを農道等 に植え付け) 共同取組活動	多面的機能の発揮 (非農家との連携) 非農家3名と連携して景観 作物の作付け 共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (随時) 共同取組活動		

3. 取り組むべき事項の活動内容

担い手育成の取り組みでは、集落の中心的担い手となっている認定農業者1名と集落内の1名の他、現在兼業である協定参加者の中から1名を認定農業者として育成し新たな担い手として、稲作作業の委託を進めることとしている。さらに、収益向上のため、水稻以外の新規作物として馬鈴薯の作付を全戸に進め、規模拡大を目指す。

また、地域内の連携を図るため、非農家（3名）とも共同しながら周辺環境の整備に努めることとしている。

[平成21年度まで取り組む目標]

- 担い手への農作業委託・・・集積率現状5% → 目標50%
- 集落内非農家3名との連携・・・景観形成活動への参加を促す
- 景観作物の作付け・・・集落の景観形成（マリーゴールド）
- 高収益型農業の実践・・・新規作物として馬鈴薯を導入（目標100a）
- 農道等の維持・管理・・・バックホーによる農道整備（300m）

< 集落マスタープランに特徴のある事例 >

○ ワークショップ形式によるマップとビジョンの策定

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					熊本県上益城郡山都町 井無田					
協 定 面 積 19.6ha		田（100％）		畑		草地		採草放牧地		
		米								
交 付 金 額 298万円		個人配分								25％
		共同取組活動 （75％）		集落の各担当者の活動に対する経費						8％
				集落の将来像を実現するための活動に対する経費						8％
				水路農道等の維持管理など共同取組活動に要する経費						27％
				農用地の維持管理活動を行う者に対する経費						27％
				全体研修・役員研修に要する経費						5％
協 定 参 加 者		農業者 28人、組合（構成員 人）								

2. 集落マスタープランの概要

過疎化、高齢化が進む中、集落で定めた「井無田集落ビジョン」をもとに、集落住民をはじめ、訪れる人たちや子供、老人までみんなが手を結び合い、生き生きとした集落をつくることを将来像とした。

○ 5年間の目標

- ・農道・水路等については、協定参加者による適切な管理を行い、改修が必要な農地、農道、水路については保全マップに従い改善していく。
- ・豊かな自然を活用し、学校やPTA等の教育機関と提携し、自然観察会や体験農園といった企画の実現を目指す。
- ・集落内の個人所有機械や、共同機械をリストアップし、利用の高度化や管理体制の整備に努める。また、機械の高度利用や作業受委託組織を育成することによって、担い手への農地集積を可能なものにする。
- ・オペレーター育成を行ない、農作業の受委託等がスムーズに行えるような条件整備を進める。また、高齢者の所有する耕地の維持管理作業を受託する組織の育成を進める。

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田19.6ha) 水路の管理 (清掃、草刈り)	アイガモ利用や緑肥作物 の作付け等の推進	機械農作業の共同化 (田植え、収穫の共同利用 を2ha (10.2%) 実施する)
個別対応	個別対応	共同取組活動
農道管理 (草刈り・敷砂利 年2回)	自然生態系の保全に関する 学校教育等との連携 (都 市小学校等と連携し自然 観察会等を開催する)	認定農業者の育成 (新規に認定農業者を1名 以上育成する)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
鳥獣害防止策の設置		
個別対応 (交付金利用)		

3. 取組の経緯及び内容

当集落においては、中山間地域等直接支払制度の集落協定の取り組みを通じて集落内での話し合い活動が活発化し、今後の集落の農業のあり方を考える必要から集落ビジョンを検討することとなった。

集落ビジョンの策定は、集落農業者自らの自主性と主体性を尊重するためワークショップ形式で行い、住民自らによる集落点検、耕作予想図の作成、集落外からの意見聴取、農地点検マップの作成等段階的に取り組んだ。昨年、それらの総まとめとして、これからの集落の将来像を明確化するとともに、その実現に向けた具体的な活動を行っていくため「井無田集落ビジョン」を策定した。

本年の協定締結にあたっては集落ビジョンを基本に農業生産活動はもちろんのこと、体制整備単価交付要件である「機械の共同化」「認定農業者の育成」「自然生態系の保全に関する学校教育等との連携」にも取り組むこととしている。現在、体制整備等を行っており、5年間での全目標達成を目指している。



○農用地等保全マップ

- ・自分たちが管理すべき農道水路はもちろんのこと、生活環境における改善箇所や農地等の整備が必要となる箇所、今後耕作放棄地になりそうな箇所についても図示している。
- また、この問題点はその緊急度ごとに区別しており、今後の整備計画の資料としている。
- ・達成目標としているものは農道水路の改修、鳥獣害防止対策



農地保全マップの作成状況



共同作業による休耕田の管理

[平成21年度までの取組目標]

- 集落での機械の共同利用による営農の効率化・低コスト化
(目標 2 ha (協定農用地面積の10.2%))
- 地域農業の核となる認定農業者の育成(目標:新規認定を1名以上育成する)
- 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携(目標:都市小学校等との自然観察会の企画、開催)

< 機械・農作業の共同化を目標にしている事例 >

○ 他の集落協定と連携し、農業用機械を共同購入・利用

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	やまべぐんやまぞえむら かつはら 奈良県山辺郡山添村 勝原2			
協 定 面 積 6.6ha	田 (100%) 水稻	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 112万円	個人配分			36%
	共同取組活動 (64%)	役員報酬		2%
		会議費		2%
		道・水路管理費		10%
		積立 (共同機械導入に向けた基金の造成)		50%
協 定 参 加 者	農業者 21人			

2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

「勝原農作業受託組合」の組織強化、認定農業者・中核農家・定年就農者への農作業の受委託、農地の集積

(2) 5年間の活動目標

農道・水路の管理、イノシシ・シカ対策の防護柵設置、機械の共同購入、管理地への植樹、農地の利用集積

(3) 毎年の活動計画

- (1年目) 管理困難地の調査、(2年目) 管理地に果樹を植栽及び排水工事実施
- (3年目) 農道の簡易舗装、(4年目) 管理困難地の調査
- (5年目) 耕作困難地の貸し借り、コンバイン購入、電気柵の設置

[活 動 内 容]		
多面的機能増進活動		農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田6.6ha)	周辺林地の下草刈り (約1.5ha、随時)	機械の共同化 (コンバイン、トラクターを共同購入・利用) 共同利用面積：現在約0.2ha → 目標2ha
個別対応	個別対応	
水路・作業道の管理 ・水路 年3回 清掃、草刈り ・農道 約2km 年2回 草刈り、簡易補修	鳥獣害対策 (電気柵を共同購入)	共同取組活動
共同取組活動	共同取組活動	
農地法面の定期的な点検 (随時)	アフリカ救援米を小学校の課外授業で田植え・収穫 現在約10a → 目標33a	担い手への農地集積、農作業委託 農地集積：現在約0.5ha → 目標1ha 作業委託：現在約0.2ha → 目標2ha)
個別対応	共同取組活動	共同取組活動

↑
→ 他集落協定と基金を共同で増設し、機械等を共同購入・利用

3. 取組の経緯及び内容

本集落は若い家督相続者が概ね全戸に存在し、小規模ながら主に兼業の休日農業を行っており、将来の担い手として期待される認定農業者、中核農家、定年就農者も、約10名いる。しかし、担い手が将来集落の農地を請け負うための条件整備（高額の農業用機械の整備）のための費用負担が重荷となっていた。

そこで、農業用機械の共同購入・共同管理をすることに加え、他の集落協定と共同で購入することで導入コストの低減と省力化を図るために、集落協定を再締結した。

現在は、他の集落協定（4協定）と共同で基金を造設しており、農業用機械や電気柵の共同購入を予定している。また、小学校の学童農園に、ＪＡならけんと連携してアフリカのザンビア共和国への救援米を作付けし、そこで小学生が田植え・収穫の体験学習等を行うという取り組みも行っている。

将来は、認定農業者・中核農家・定年就農者への農作業の受委託をすすめ、更には農地の集積を行うことを目指している。

また、県内の酒造業者から高い評価を得ている酒米「露葉風」の作付け推進等、主食用米以外の作付けによる田の利活用を図るとともに、村のブランドづくりを勧めていく。

○農用地保全マップ



都市と農村交流



学校教育実施



共同作業箇所



電気柵予定箇所



救援米の田植え



救援米の収穫

[平成21年度までの取組目標]

○農業用機械の共同購入

（コンバイン1台、トラクター1台）

○担い手への農地集積、作業委託

（農地集積：現在約0.5ha、目標1ha以上、作業委託：現在約0.2ha、目標2ha以上）

< 機械・農作業の共同化を目標としている事例 >

○ 哺育センターの設立・運営

1. 集落協定の概要

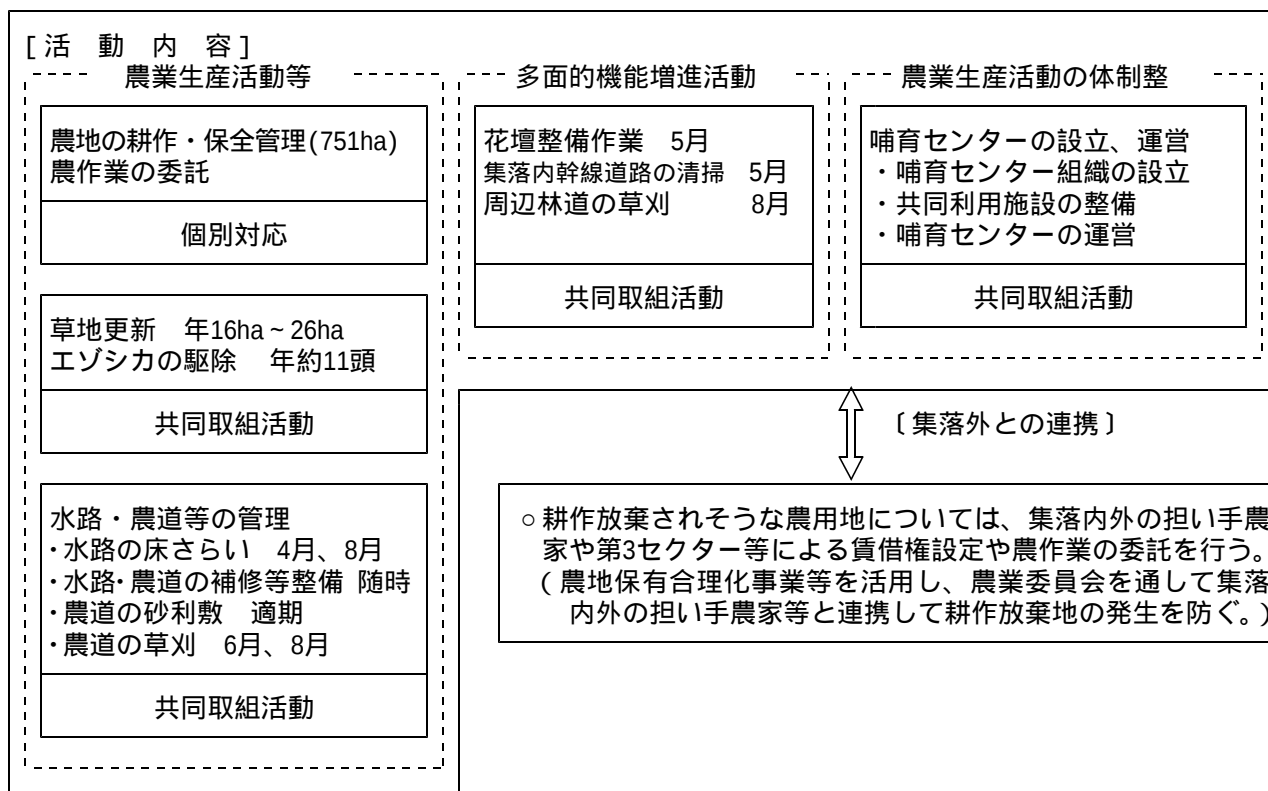
市町村・協定名					北海道中川郡豊頃町 湧洞・長節・旅来					
協 定 面 積 751.2ha		田		畑		草地（100％）		採草放牧地		
						牧草				
交 付 金 額 881.6万円		個人配分分							30	%
		共同取組活動分 (70%)		集落の管理体制に係る報酬					6	%
				農業生産活動等					55	%
				多面的機能の増進活動					3	%
				農業生産活動の体制整備					36	%
協定参加者		農業者 23人、法人 1組織								

2. 集落マスタープランの概要

近年は本集落においても農業経営の規模拡大が進む一方で、後継者不足による農業経営者の高齢化の問題等、集落では人口の減少が急激に進んでいる。

このため、交付金を最大限に利用した取り組みを実施するために、集落内での話し合いを強化し、地域の担い手農家4戸により設立された農事組合法人「Jリード」及び町から認定を受けた認定農業者等を集落の担い手と位置づけし、これら担い手農家への農地の利用集積を図り、耕作放棄地の発生を未然に防止する。また、酪農ヘルパー制度の利用促進及び農業研修生の受入などを効果的に利用していく。

今後は、交付金により農業生産活動及び環境保全活動等を集落全体で取り組み、集落の基盤を築き上げ、人口が減少した後においても本集落が魅力ある集落となり新規参入農業者又は農業研修生が定着するよう、活気のある集落を目指す。

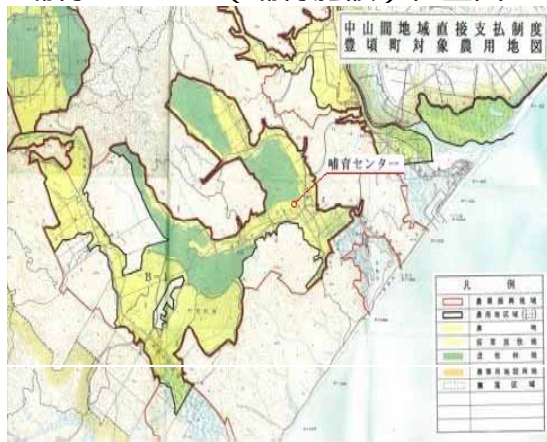


3. 取組経緯及び内容

本制度に取り組むにあたり、集落内の急激な高齢化により、集落内の農業者にとって積極的な計画の作成推進といった話し合いとはならなかったため、集落内の問題点を洗い出した。そこで、共同取組活動を行うことにより集落の現状維持を図ることを最優先とし、今後の取組みにつなげる活動として、乳牛の哺育作業の共同化に取り組むこととした。

酪農経営の規模拡大により、出生後間もない仔牛の哺育作業については手間がかかり効率が悪く農作業の負担となっているため、乳牛の哺育作業を酪農経営から分離し、その作業を委託するため、集落内において『湧洞・長節・旅来集落哺育センター』を設立し、共同利用施設の整備・運営を行なっている。現在の受託哺育頭数は約60頭、当該施設は80頭受託可能なため、今後受託頭数を増加していく。

○ 哺育センター（哺育施設）位置図



【設置位置】

住所：北海道中川郡豊頃町長節444-1

位置：豊頃町茂岩市街より南19kmに位置し国道336号線から北西に0.2kmの距離にある。

【施設概要】

構造：鉄筋コンクリート平屋造

（4スパン、哺育ロボット2機）

面積：243.00㎡



哺育施設外観



哺育施設内



哺育施設内

・平成17年11月設置、同月受入れを開始。

[平成21年度までの取組目標]

○ 耕作放棄地の防止

・担い手への農地利用集積 当初：881ha 目標：981ha（100ha増）

○ 農地の地力維持増進

・定期的な草地更新 当初：不定期的な更新 目標：定期的な更新（90ha）

・堆肥の散布 当初：496ha 目標：600ha（104ha増）

○ 労働力不足解消

・哺育センターの設立・運営 当初：未整備 目標：1棟（新設）

○ 生活環境の整備

・花壇整備 当初：年1箇所 目標：年1箇所（継続）

・公道の空き缶拾い 当初：年1回 目標年1回（継続）

< 高付加価値型農業の実践を目標としている事例 >

○ 新規作物としてニンニクを栽培

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	福井県勝山市荒土町 かつやましあらどちょう 西ヶ原 にしがはら			
協 定 面 積 ³ 3.2ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交 付 金 額 67万円	個人配分			50%
	共同取組活動 (50%)	水路・農道・周辺林地の管理		4%
		鳥獣害防止対策		20%
		高付加価値型農業の実践 (ニンニク栽培)		22%
		役員報酬		4%
協 定 参 加 者	農業者10人、非農家2人			

2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像

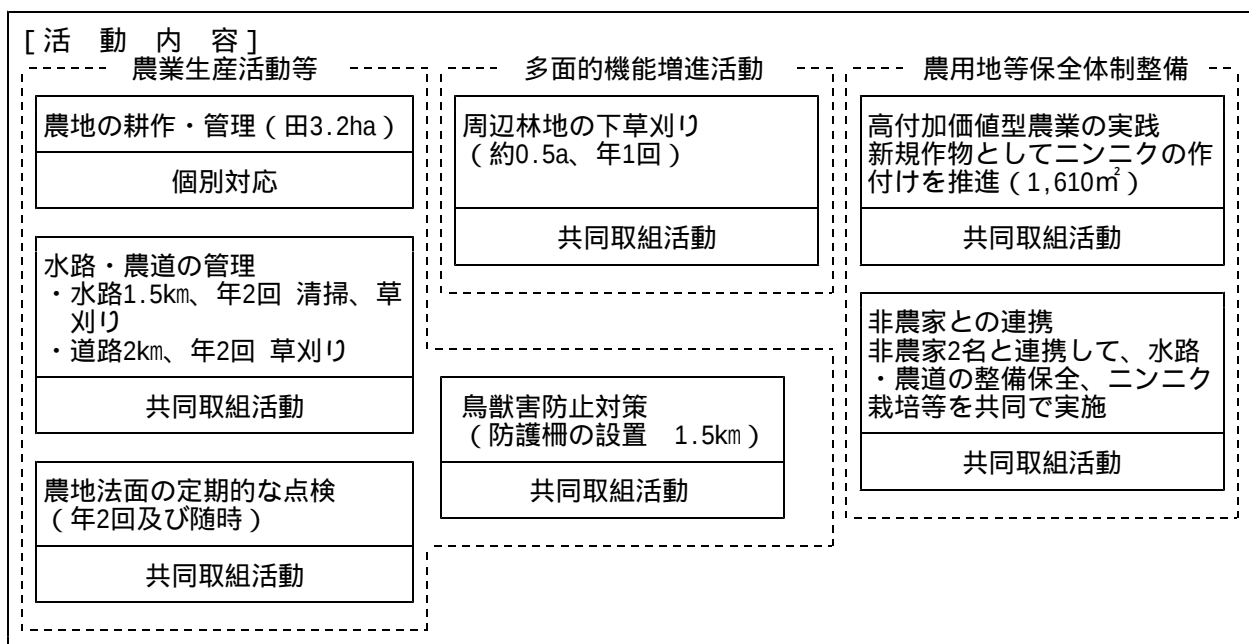
集落営農組織による農業生産体制等を構築し、将来的には耕作放棄等の防止による水田・山林の保護を実現

(2) 5年間での活動目標

- 新規作物として「ニンニク」を栽培し、高付加価値型農業を実践
- 非農家と連携した農業生産活動及び多面的機能増進活動を実施

(3) 毎年の活動計画

- 鳥獣害防止対策、畦畝及び水路の草刈等の実施
- 新規作物「ニンニク」の作付け拡大 (1年目300m² → 5年目1,610m²)
- 認定農業者の育成



3. 取組の経緯及び内容

西ヶ原集落は全戸数が12戸と小さく、そのうち2戸が非農家となっている。当該集落でも近隣集落と同様に主たる農業従事者は高齢化しており、今後、世代交代を進めていく必要があるが、条件の不利な農地から農業離れが進むことが予想されるため、本制度の取組を契機に集落内で話し合いを行い、将来にわたって持続的な農業生産活動等を可能にするため、水路、農道等の清掃・草刈等について非農家を含めた集落全体で保全・管理していく体制の構築を目指すこととしている。

また、高付加価値型農業を導入し、農業所得の向上を図るため、新規作物としてニンニク栽培に取り組むこととしており、平成17年度から新たに300㎡の農地で作付けを行っている。平成21年度までに作付面積を1,610㎡まで拡大する方針であり、集落内では収穫したニンニクの効果的な販売方法を検討するなど、前向きな意見が飛び交うようになっている。ニンニク栽培も集落全戸の共同で取り組むこととしており、集落の活性化に繋げていきたい。

< 農用地等保全マップ >
農道等の保全、管理等



< ニンニク作付作業風景 >

[平成21年度までの取組目標]

- 高付加価値型農業の実践
 - ・ ニンニク栽培面積1,610㎡（協定面積の5%）
- 多面的機能の持続的発揮に向けた非農家との連携
 - ・ 非農家2名と連携し、水路（1.5km）農道（2km）の清掃や草刈り、ニンニクの栽培（1,610㎡）を実施

○エゴマ豆腐を直販所で販売

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山形県飽海郡遊佐町 あくみぐんゆざまち 岩野地区農地保全の会 いわのちくのうちほぜんのかい			
協 定 面 積 42.8ha	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
	水稲、大豆、エゴマ	-	-	-
交 付 金 額 899万円	個人配分 20 %			
	共同取組活動 （80％）	担当者活動経費		4 %
		水路・農道等の維持管理費		13 %
		多面的機能増進活動費		13 %
		体制整備に要する経費		50 %
協 定 参 加 者	農業者 31人、非農業者 4人、横堰水利組合（構成員91人）、岩野部落、岩野機械利用組合（構成員7人）、岩野地区近代化施設組合（構成員47人）、岩野地区大豆転作組合（構成員8人）、岩野エゴマの会、岩野堆肥生産組合（構成員20人）			

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

当地区は、日本を代表する稲作地帯である庄内地方にあって、町の中心部から東へ10kmに位置している。岩野集落の農家戸数は18戸でほとんどが水稲中心の農家であるが、岩野地区大豆転作組合を中心に、周辺2集落（協定参加者以外）と共同で、連作回避と作業効率向上のため、ブロックローテーションにより大豆も栽培している。

農業生産活動の体制整備に向け、認定農業者を中心とした個別経営体としての担い手（6名）と高齢化農家等の協定参加者の連携により、当該集落の農業生産活動の体制整備を図る。

また、収益性の高い新規作物の生産に取り組み、特産品の開発による農業所得の向上を目指すとともに、将来的に集落内農地を有効活用できるような条件整備と、維持管理体制を整える。

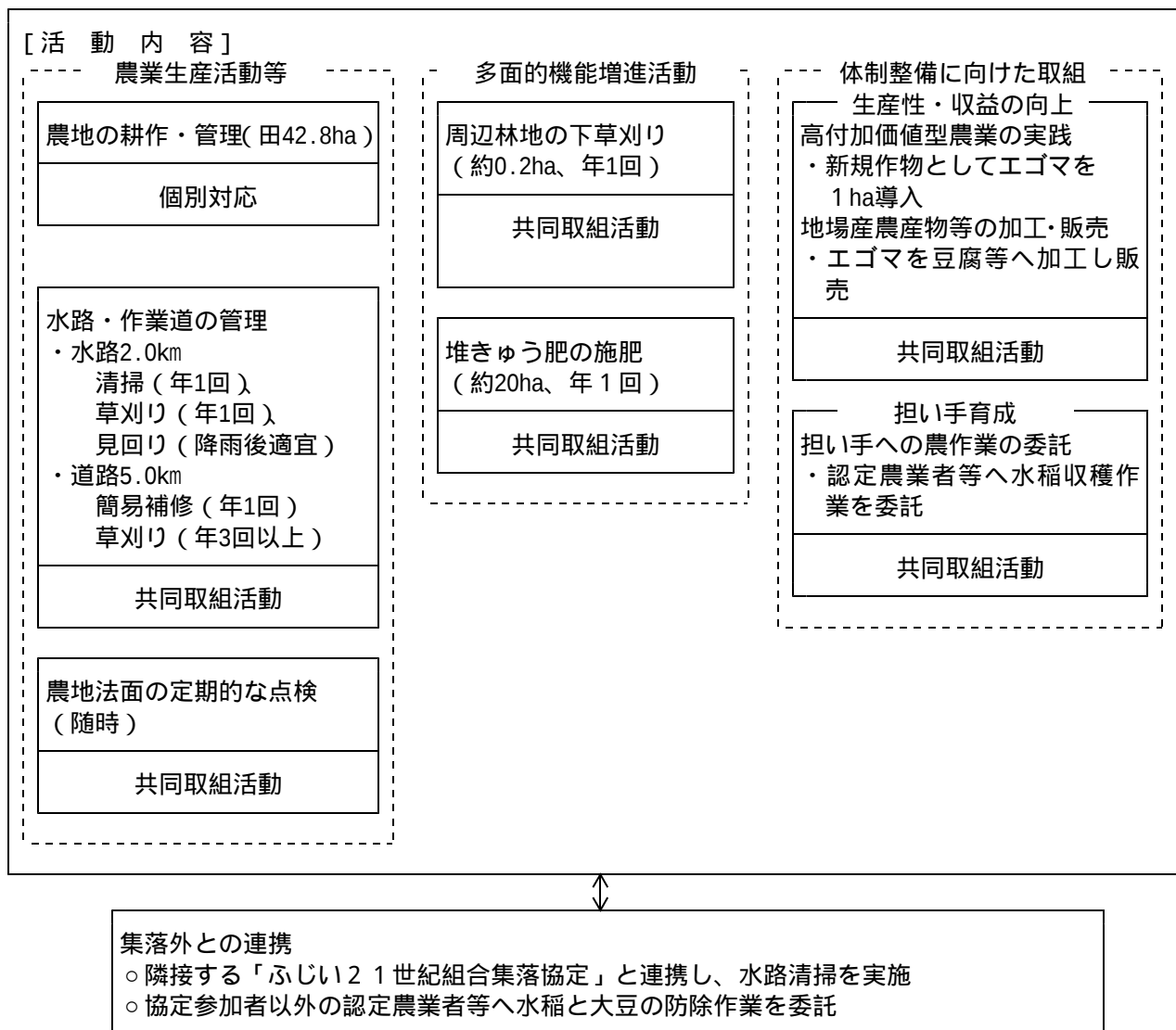
農用地保全マップは、急傾斜により、集中した降雨で農道の土が流出しやすいため、砂利敷きによる補修を行う。



< エゴマ（新規作物）栽培 >

< 農用地等保全マップ >





3. 取り組むべき事項の活動内容

多面的機能増進活動の取り組みとして、岩野堆肥生産組合が主体となり、堆肥散布機械の追加導入による水稻作付予定ほ場への堆きゅう肥施肥を、今後も引き続き行っていく。併せて、地力の向上を図りながら、減化学肥料栽培の米作りを進める。(現状20ha)

生産性・収益の向上の取り組みにおいては、エゴマを新規作物として導入し、エゴマ豆腐等へ加工を行い地元直売所等で販売を行っていく。エゴマの作付面積についても、1haを目標に拡大を図っていく。

担い手育成の取り組みとして、協定参加者である認定農業者等(6名)へ水稻収穫作業の委託及び、協定参加者以外の認定農業者等へ水稻、大豆防除作業の委託を進めていく。

[平成21年度まで取り組む目標]

- 高付加価値型農業の実践：新規作物(エゴマ) 導入(0ha→1ha)
- 地場産農産物等の加工・販売：エゴマ豆腐等の加工食品販売
- 担い手への農作業の委託
 - ・協定参加者である認定農業者等へ水稻収穫作業を委託(0ha→10ha)
 - ・協定参加者以外の認定農業者等へ水稻と大豆の防除作業を委託
(水稻防除：0ha→10ha 大豆防除：0ha→8ha)

< 地場産農産物等の加工・販売を目標としている事例 >

○ 地場産農産物の加工販売を目指して

1. 集落協定の概要

市町村・協定名		福岡県朝倉郡杷木町 平榎農光会		
協 定 面 積 33.1ha	田（1％）	畑（99％）	草地	採草放牧地
	水稻	柿	-----	-----
交 付 金 額 379万円	個人配分 50%			
	共同取組活動 （ 50％ ）	農業生産活動体制整備		20%
		鳥獣害防止・水路農道維持費		10%
		加工品開発・学童農業体験費		20%
協定参加者	農業者 23人			

2. 集落マスタープランの概要

現在、各農家が個々に独自で実践していることや機械整備しているものについて、それぞれの意向を把握しながら、認定農業者、大規模農家、専業農家等をリード役として集落の農業生産活動の体制整備を図り、利用集積等を進めるとともに、農産物加工品の開発販売の取組を進め、女性の参画を促す。

○ 5年後の目標

認定農業者の育成

地場農産物等の加工及び販売、

担い手の農地利用集積

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理 (田0.4ha・畑32.7ha)	周辺林地の下草刈り (約 1.0 ha、年1回)	農地の貸し借り調査担い手の利用権設定
個別対応	個別対応	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路2.0km:年2回清掃、草刈 ・道路0.4km:年2回 草刈	景観作物作付け (景観作物として百日草 サルビアパンジーを約0.4 ha作付けた)	加工品の試作研究。加工場の整備等
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (年 2 回及び随時)		
共同取組活動		

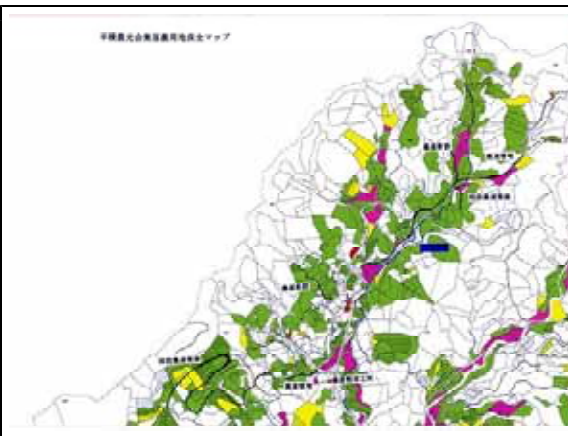
3. 取組の経緯及び内容

(1) 加工品の開発支援

前期対策で地域の活性化を図るため、加工品（梅干し、高菜漬け）の試作、試験販売を行った。この取組をヒントに「地域農産物を利用した食品加工グループの育成、地域特産物の開発により、生活の安定、地域の活性化、ひいては集落の存続に繋がる。」との思いから、平成17年度より女性有志（弥生会）が味噌作りと販売を手がけ、取組への支援、育成を行っている。今後は、加工施設の整備や新商品開発、グループの充実等を図る。

(2) 集落内の学童によるモチ米作り体験と餅つき

田舎に住みながらも、「農業を知らない」、「親子のふれあいが少ない」等の家庭が増加しており、「身近な集落内の子どもに農作業と加工品作りの体験をとおして、地域のふれあいの場を創り、地域の活性化に繋げたい。」との思いから、集落内の小学生に、約10aの圃場で7月の田植え、10月の刈り取り作業の体験、昔ながらの臼と杵を使って収穫したもち米の餅つきと鏡餅作りを親子で行っており、平成18年度についても引き続き取り組むこととしている。



○農用地等保全マップ

・集落全体で管理する農道・水路を明示した。集落の中心(公民館に隣接)に加工場を設置し、新たな試みを全体のものとする農道新設や整備部分を明らかにし年度毎に実施する。



道路清掃



餅つき大会

[平成21年度までの取組目標]

- ・地場産農産物等の加工販売加工グループ（1グループ）の育成と商品開発（2品目）及び加工場の整備（機械器具冷蔵庫）を図る
- ・認定農業者の育成に取り組み現在の3名から1名増加し4名を目標とする

< 地場産農産物等の加工・販売を目標にしている事例 >

○ シークワサーの栽培で集落活性化

1. 集落協定の概要

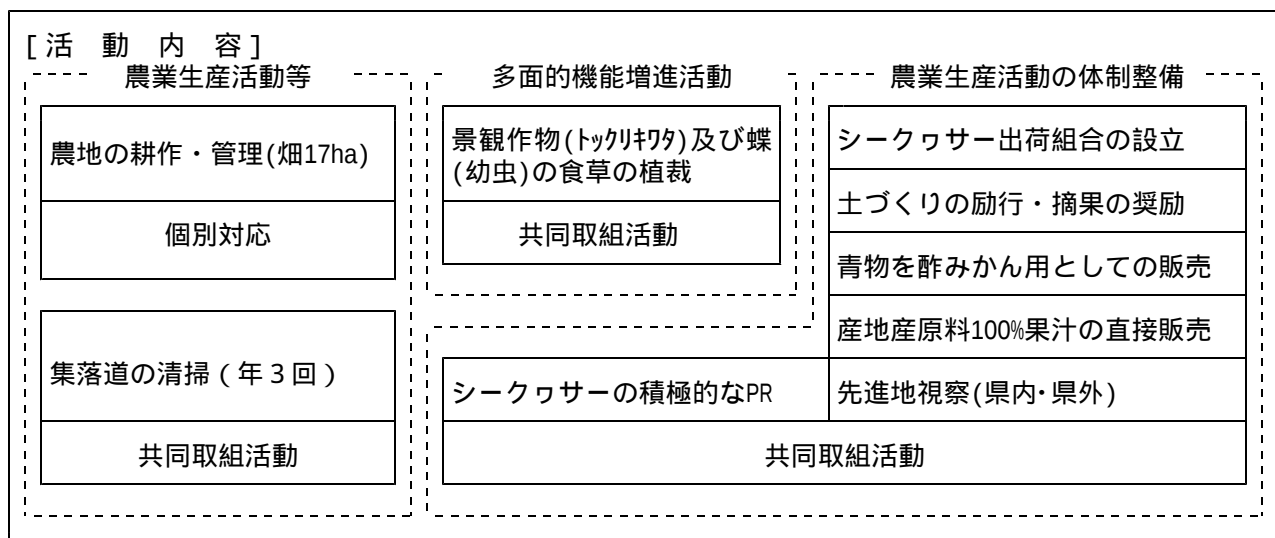
市町村・協定名	なごしかつやま 沖縄県名護市勝山			
協 定 面 積 17.1ha	田	畑 (100%)	草地	採草放牧地
		シークワサー		
交 付 金 額 184万円	個人配分			0 %
	共同取組活動 (100%)	リーダー育成		5 %
		農業生産活動等の体制整備に向けた活動		40 %
		水路、農道の維持・管理		30 %
		農用地等の維持・管理		20 %
		その他		5 %
協 定 参 加 者	農業者 33人、非農業者 2名			

2. 集落マスタープランの概要

- ・本集落の基幹作物のシークワサーは、「勝山シークワサー」としてブランドの確立も図られつつある。今後は、シークワサーのさらなる品質向上、生産性向上を図り、地元の農業生産法人と連携し産地産原料100%果汁等、シークワサー製品のPR活動を続けていき農家経営安定化につなげる。
- ・地域資源である山を活かし、登山コースの案内や、非農家と連携して「勝山シークワサー花香り祭」を開催するなど、自然とふれあえる環境を整えるため、登山道や宿泊施設等の整備を行い、都市住民との交流を行う。



< シークワサー >



3. 取組の経緯及び内容

当集落は、古くからシークワサーの栽培で有名なところであるが、農家の高齢化や価格低迷により、生産量は最盛期の1/10以下にまで落ち込んでいた。

その一方、近年の健康食ブームによりシークワサーが一躍注目を集め、県内外から注文が殺到したが、集落内では若年層の農業離れや遊休農地の発生等が顕在化し、十分に対応することができなかった。そのため、シークワサーの生産振興に努めることを目的に、協定を締結することにした。

生産農家を中心に集落の有志による話し合いを持ち、肥培管理を徹底するなど生産振興につながる取組を行なった。さらに、集落活性化の取組として、草刈り機の替刃や草刈鎌を無償で配布し、集落道の清掃を住民総出で行った。

現在は、「花が咲き誇り蝶が舞う集落の創造」をコンセプトにトックリキワタ等の景観作物や蝶の幼虫の食草等も栽培している。

平成18年3月下旬に「第2回勝山・シークワサー花祭り」が開催された。祭りには、市内外から述べ2,000人が訪れ、安和岳から嘉津宇岳一体に広がる登山コースが設置され、さわやかな花の香りが漂う新緑登山を楽しんだ。

○農用地等保全マップ



【マップの解説】

協定農用地を着色してしいるほか、安和岳付近の法面の補修・改修が必要な範囲の外枠を示しています。



< 集落道の清掃作業 >



< 花祭り新緑登山の様子 >

[平成21年度までの取組目標]

- シークワサーの作付面積増加（現在2,000a→2,300a）
- 新規就農者の確保（現在0名→1名）
- 勝山集落内非農家4名以上と連携し、多面的機能増進活動等を行う。

< 都市住民との交流を目標としている事例 >

○ N P O 法人との連携による体験農園の実施

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					青森県南津軽郡尾上町					金屋				
協 定 面 積 76.5ha		田			畑(100%)			草地			採草放牧地			
		-			りんご			-			-			
交 付 金 額 782万円		個人配分										20%		
		共同取組活動 (80%)		担当者活動経費								10%		
				集落マスタープランの将来像を実現するための活動経費								17%		
				水路・農道等の維持管理費								14%		
				地域づくり活動経費								25%		
				交付金の積立・繰越（体験農園雨よけハウス）								5%		
				その他（事務経費・予備費）								9%		
協 定 参 加 者		農業者 191人 、 N P O 法人 1 団体												

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

集落の基幹作物がりんごであることから、山間部にりんごを作付けしている農家が多く、高齢化も進んでおり作業も思うように進まない状況にある。更に地域の防除組織等の構成員も高齢化が進んでおり、存続が危ぶまれている。そのため、後継者の育成を進めながら担い手を確保し、将来にわたって農業生産活動等を継続するために集落が合意し、協定締結に至った。

また、山間地域に特に多く見られる遊休農地を活用し、N P O 法人と連携して体験農園の開設を進めるとともに、伝統ある農村景観や伝統行事についても次世代へ継承していくように努めていくこととしている。

[農用地保全マップの概要]

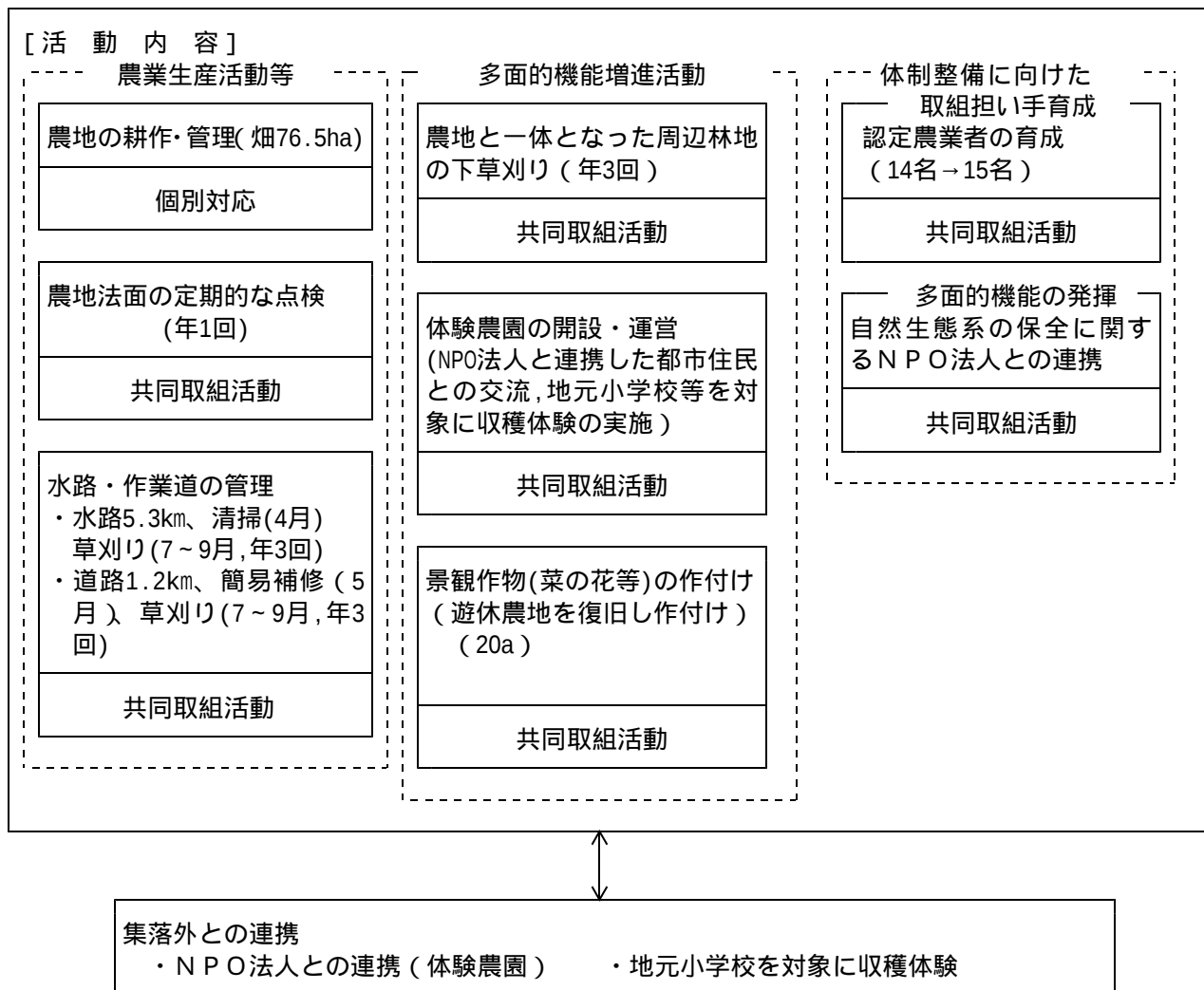
農道について、農業用機械等の通行に支障が出ないように簡易補修(砂利投入など)の実践を計画している。



体験農園さくらんぼの植え付け



水路の補修・整備作業



3. 取り組むべき事項の活動内容

高齢化や後継者不足に対応するため、法人化に向けた組織づくり及び担い手の育成・確保を重点課題とし、認定農業者1名の増加に取り組む。また、NPO法人尾上町蔵保存利活用促進会と連携し、農家蔵めぐりや修学旅行生の農家民泊、体験農園を通じた都市住民との交流への取り組みを行うこととしている。

さらに、地元保育園、小学校と連携し収穫体験にも取り組む。

[平成21年度まで取り組む目標]

- 認定農業者制度の啓蒙及び育成・確保(目標14名→15名)
- 体験農園の充実(NPO法人、都市住民との連携)
- 地元保育園、小学校児童による収穫体験
- 簡易な休憩所、水回り、トイレ等の設置
- 育成管理、施肥、防除等の実施
- 山間部に菜の花の植え付け(20a)
- 雨よけハウスを体験農園(さくらんぼ)に設置(10a)

< 都市住民との交流を目標としている事例 >

○ 棚田オーナー制度を通じ都市住民との交流

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	千葉県鴨川市釜沼 かもがわし かもねま 釜沼千枚田 かもねませんまいだ			
協定面積 9.8ha	田 (91%)	畑 (9%)	草地	採草放牧地
	水稲	大豆・果樹		
交付金額 190万円	個人配分分			50%
	共同取組活動分 (50%)	水路・農道等の清掃及び草刈り		21%
		棚田オーナー制度取組及び景観作物の作付け		15%
		農地管理		5%
		役員報酬等		9%
協定参加者	農業者 13人、NPO法人大山千枚田保存会（正会員122人）			

2. 集落マスタープランの概要

将来像

農業従事者の高齢化が進み将来的に耕作存続が出来なくなることが懸念されている。集落内の一部はオーナー制度の中で耕作が継続されている状況であり、今後は地域内や都市住民の定年や青年の帰農を促し担い手として確保していくことを目指し、また、将来的には地域の後継者と都市からの帰農者との協働による集落営農を目指す。

5年間の目標

協定参加者による農地法面の定期的な点検及び補修作業の実施。棚田オーナー制度の運営や景観作物の植栽を通じて都市住民に景観保全や農業に対する理解を求める。また、耕作放棄地の防止活動に加え水路及び農道の定期的な除草等の管理を行い、法人の協働によりオーナー制度の拡充を図り、都市住民の帰農を促し後継者としての受け入れを目指す。

[活動内容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理
(田・畑 9.8ha)

個別対応

水路・農道の管理

水路：年1回清掃、年2回草刈り
農道：年3回草刈り

共同取組活動

耕作放棄地の草刈り

共同取組活動

農地法面の定期的な点検
(随時)

共同取組活動

多面的機能増進活動

オーナー制度実施
(約1.1ha)

共同取組活動

景観作物作付け
(場所・種類は検討)

共同取組活動

自然生態系保全に関する学校教育等との連携
(総合学習の受入)

共同取組活動

農業生産活動の体制整備

新規就農者の確保
(オーナー制度を通じ1名以上の新規就農者確保)

共同取組活動

3. 取組の経緯及び内容

現在行っている取組

農業従事者の高齢化や棚田という地形的に耕作条件不利地から耕作放棄が懸念されていた。しかし、棚田百選に選ばれたことにより風光明媚な棚田風景を保存しようとする地元の思いから、平成12年度より棚田オーナー制度に取り組み始めた。時を同じくし中山間地域等直接支払制度が創設されたことによりオーナー制度の継続的な取り組みが可能となり、都市住民との交流が行われ地域活性化のきっかけとなっている。

今後検討している活動

今後も継続的にオーナー制度を運営することにより、農業に対する理解を深めてもらい都市住民の中から就農者の受入体制の検討を行う。

○農用地等保全マップ



【マップ解説】

図面オレンジ色部分は、オーナー制度実施エリアでありオーナーへの配慮及び1枚単位が極小な棚田であるため維持管理の観点から作業道（図面朱線部分）の補修・改良を行う。



【5月の田植え風景】



【都市住民と地元支援者との協働】

[平成21年度までの取組目標]

- オーナー制度参加者をターゲットにした新規就農者の確保（1名以上）
- 保健休養機能を活かした都市住民等との交流
(協定農用地 面積の5%以上、0.5ha以上)
- 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携
棚田の環境を活かした総合学習の受け入れの拡充を目指す

< 非農家と特徴のある連携を行っている事例 >

○ ボランティアとの協働による棚田保全

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	おおつし ひらおちゅうさんかんちいきのうぎょうすいしんきょうぎかい 滋賀県大津市（旧仰木村）平尾中山間地域農業推進協議会			
協 定 面 積	田（100％）	畑	採草牧地	計
58 ha	水稻			58
交 付 金 額	個人配分			50 %
1,236 万円	共同取組活動 （50％）	農業生産基盤推進費		32 %
		農業生産活動体制整備費		8 %
		多面的機能		7 %
		事務費		1 %
		役員報酬		2 %
協定参加者	農業者 139人、水利組合（10人）			

2. 集落マスタープランの概要

「中山間地域等直接支払制度」への取り組みを契機として、農業生産活動等の体制整備に努め、集落協定目標の早期実現を目指すものである。

生産基盤整備推進、 担い手を核とした農業生産活動等の体制整備、 多面的機能の発揮（里山景観を生かした都市住民との交流等）、 獣害防止柵の設置（電気柵の設置）

	各 年 度 毎 の 目 標
1 年 目	生産基盤整備の推進（水源の確保等）、 担い手による農作業受委託体制の整備推進（受託希望、作業内容取りまとめ等）、 都市住民との交流等
2 年 目	生産基盤整備の促進（農道新設：計画協議と着工）、 担い手による農作業受委託体制の整備（利用権設定の開始）、 都市住民との交流（継続）等
3 年 目	生産基盤整備の促進（ほ場整備推進組織の設立等）、 担い手による農作業受委託体制の整備推進（継続）、 都市住民との交流の充実（継続）等
4 年 目	生産基盤整備の促進（水路改修、農道の新設）、 担い手による農作業受委託体制の整備に向けた活動の展開、 都市住民との交流の充実（継続）等
5 年 目	生産基盤整備の促進（水路改修、農道の整備）、 担い手による農作業受委託（協定面積の10％以上）を実現、 都市住民との交流充実（継続）等

[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	農業生産活動の体制整備
農地の耕作・管理（田58ha） 個別対応	周辺林地の下草刈り 鳥獣害防止柵等の下草刈り 共同取組活動	担い手への農作業の委託 （5.8ha以上＝協定面積の10％） 以上目標 共同取組活動
農道・水路の管理 （年2回草刈、1回清掃） 農道・水路の整備 農地法面の定期的な点検 （随時） 共同取組活動	耕作放棄地の復旧 ・棚田復元ボランティアとの 連携作業 （草刈り20名、稲刈り15名等） 共同取組活動	非農家（棚田ボランティア50人 （集落協定に参加する協定農業者の 総数の32％））との連携 （草刈り、田植え等） 共同取組活動
棚、ネット等の設置 （鳥獣害防止対策）及び管理 共同取組活動	地域通貨の活用 棚田オーナー、市民農園 体験農園等の実施 共同取組活動	棚田オーナー制の導入による体 験交流活動（20名） 共同取組活動

3. 取り組みの経緯及び内容

本地区は近年、獣害の増加による営農意欲の減退から耕作を休止する農地が見られるようになっていたことから、獣害対策の実施を重点に平成12年から活動が続けてきた。5年間の活動により獣害が減少したことから、地域の担い手を核とした営農体制の確立を目指して協定を再締結するに至った。

現在および今後は以下の取り組みを実施していく予定である。

(1) 生産基盤整備の推進

生産基盤整備の最重点課題として、ほ場整備の実施に向け調整を図り、実施可能区域の確定に向け具体的な協議を進め、実施不可能地域については、水源・水路・農道の整備計画等調整を図っている。また、地域での獣害防止対策（電気柵8,000m）により、鳥獣被害が減少したが、引き続き対策を実施していく。

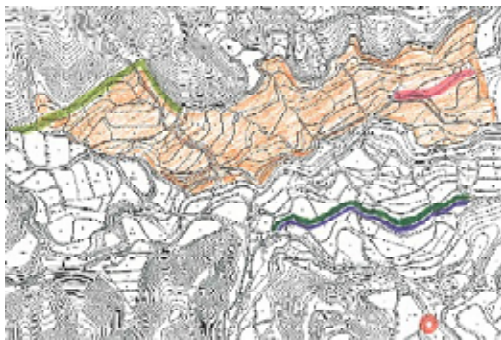
(2) 担い手を核とした農業生産活動等の体制整備

農作業の受委託組織の組織化に向け調査・調整を進める。

地域で生産される米を「棚田米」として、安全良質米の販路拡大を図る。

(3) 多面的機能の発揮

耕作放棄水田の解消と地域交流を目指し「棚田復元ボランティア活動」やボランティア活動1日につき地域通貨1枚を発行し、1kgの棚田米と交換できる「地域通貨制度」（その他、田植えや稲刈りなどの農業体験参加に利用も可。今後は直売所、オーナー制度での利用が検討されている）を実施。また、体験農園等の活動を推進し、農作業体験、獣害防止策の除草、収穫祭を開催。地元ホテルと連携した棚田見学会および農業体験活動の実施（地域とホテルが直接連携し、ホテルが棚田見学や田植え体験等の農業体験付きの宿泊プランを設定）。



【マップの解説】

オレンジ面：ほ場整備計画区域

黄緑色線：上田地域等水路整備

ピンク色線：松原地域農道整備

緑色線：小釜地域農道整備

紫色線：小釜地域水路整備



電気柵の下草刈り



棚田ボランティアによる法面管理

〔平成21年度までの取組目標〕

- 地域通貨等を活用した、ボランティアとの共同活動の推進
- 担い手への農作業受委託により、担い手の育成を行う(5.8ha以上＝協定面積の10%以上目標)
- 地域で生産される米を棚田米としてブランド化を推進する。
- 非農家との連携推進(目標：棚田ボランティア50人(集落協定に参加する農業者の総数の32%))
- 棚田オーナー制による体験交流等の活動推進(受入目標20人)
- ほ場整備計画の合意形成推進

< 都市住民との交流を目標としている事例 >

○ 他団体と連携した自然生態系保全活動の推進

1. 集落協定の概要

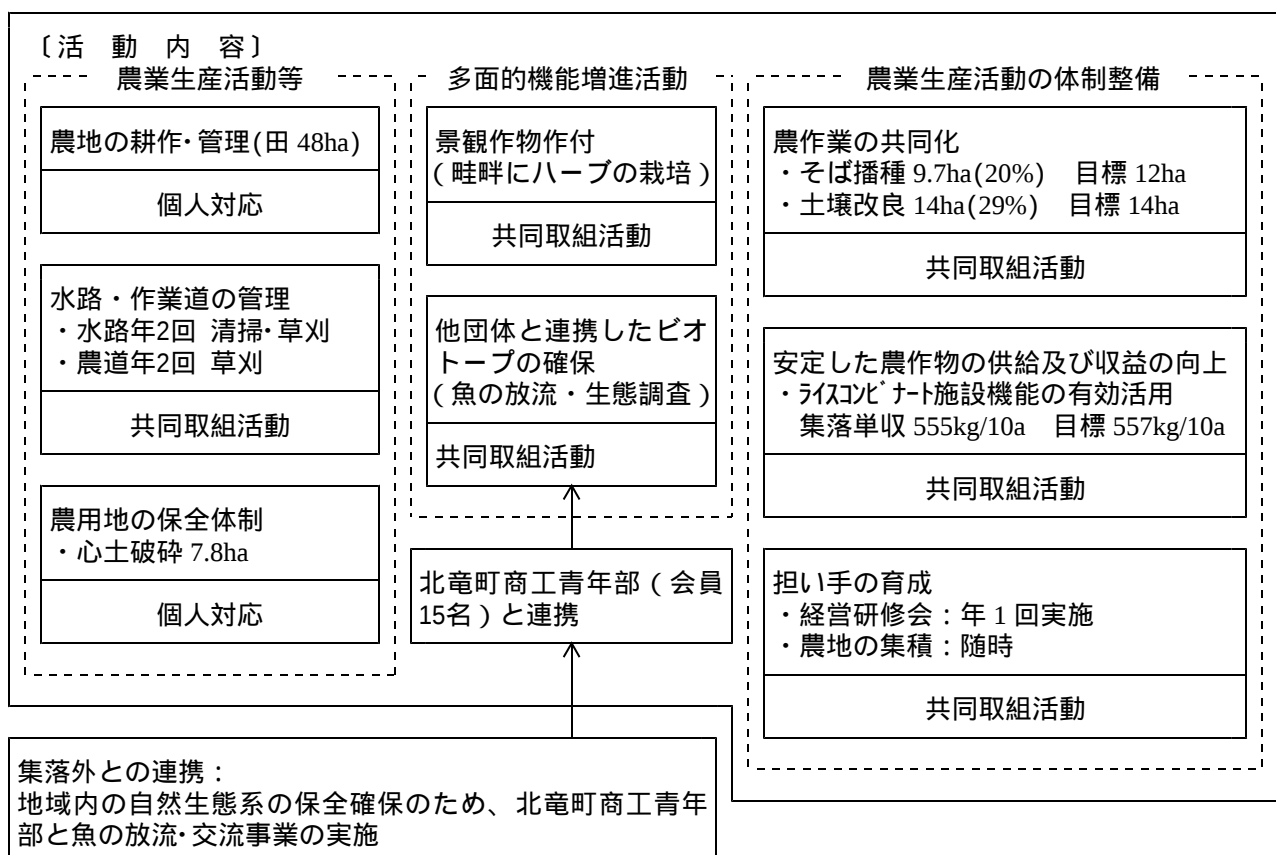
市町村・協定名					北海道雨竜郡雨竜町川向					
協定面積 48ha		田（100％）		畑		草地		採草放牧地		
		水稲・大豆・そば								
交付金額 390万円		個人配分								49％
		共同取組活動 (51％)		農地・農道・水路の点検整備						4％
				多面的機能増進活動						3％
				生産性収益の向上・担い手の育成						40％
				事務費・その他						4％
協定参加者		農業者 15人、北竜町商工会青年部（会員15人）								

2. 集落マスタープランの概要

当集落は、石狩平野の北部に位置し西高東低の地勢で、山間の豪雪地帯で、対象農用地は緩傾斜地であり、協定面積の半分以上に水稻を作付しており、雨竜町全体では道内米の産地評価は最高の7ランクに各付けされており、全量1等米の生産に取り組んでいる。

このような中、核となる担い手の育成及び農村環境の整備と米の産地として現在のランクを下げることなく「安全・安心」、「良食味米」生産の維持向上、他団体との連携による自然生態系の確保（魚の放流・生態調査等）を通じて交流の輪を広げ、農村環境の理解の醸成を目指している。

集落の将来像を実現するための目標は、農用地等保全体制の整備、農作業の共同による効率的合理化及び労働力の負担軽減、安定した農産物の供給、農村環境の整備を図ることを重点項目としている。



3. 取組の経緯及び内容

前期対策では、川向・桂沢・鴨居沢の3集落でそれぞれ活動していたが、参加者の重複等による共同作業の効率化及び自然環境生態系の保全活動等同一した活動があったことから、集落協定を合併し1集落として活動することとなった。

農業者の高齢化等に伴う農作業の効率的合理化・コストの軽減及び適期作業の推進を図るため、農作物（そばの播種作業）の共同化と土づくりのため土壌改良剤の投入を実施することにより、米の主産地として「安心・安全」、「良食味米」の「売れる米づくり」を目指すとともに、既存施設の有効活用による負担軽減、収益の向上を図る。また多面的機能の発揮活動として北竜町商工会青年部と連携しビオトープの確保（自然生態系の保全）を通じた魚の放流・交流会を実施する。

○農用地等保全マップ

農地の整備：心土破碎実施

農作業共同化：そばの播種



ビオトープの確保に係る魚の放流作業（H17年商工青年部と一緒に・・・）



わんぱく夏まつり
交流会



水生昆虫観察会河川



パネル展

[平成21年度までの取組目標]

- 農用地保全活動体制の整備
圃場内の過剰水による農作物の湿害対策として心土破碎を実施する。（未実施→7.8ha 実施）
- 高齢化に伴う農作業の効率化、コスト・労働力の負担軽減の推進
そばの播種作業（未実施→目標 12ha（協定農用地面積の24%））
土壌改良を実施し生産性向上を図る。（未実施→目標 14ha（協定農用地面積の28%））
- 安定した農産物の供給及び収益の向上を図る。
ライスコンビナート施設機能の有効活用（未実施→目標 25ha（協定農用地面積の51%））
- 担い手の育成・担い手への農地集積
担い手の育成（未実施→目標年1回研修会を実施）
担い手への農地集積（未実施→目標 2.9ha（協定農用地の5.9%））
- 他団体との連携によるビオトープの確保
北竜町商工青年部との連携（未実施→魚の放流・交流事業を年1回実施）

< 学校教育機関と連携を目標としている事例 >

○ 子供たちと一緒に元気な地域づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山形県 ^{もかみくんとさわむら} 最上郡戸沢村 ^{のくち} 野口			
協 定 面 積 23.1ha	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
	水稻、そば、大豆	-	-	-
交 付 金 額 486万円	個人配分			20 %
	共同取組活動 (80%)	担当者活動経費		3 %
		水路・農道等の維持管理費		57 %
		多面的機能増進活動費		6 %
		体制整備に要する経費		14 %
協 定 参 加 者	農業者 33人、非農業者 4団体 (31人)、転作受託生産組合 (構成員4人)、 水稻空散防除組合 (構成員4人)、戸沢村土地改良区			

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

当地区は、農家の多くは第2種兼業農家で米の生産が主である。近年、米価の低下と高齢化が進む中、農地の遊休化が目立ちはじめ、若手リーダー数名が集落の活気が失われていくのではないかと集落の将来へ危機感を抱き、子供達へより良い生活環境を引き継がねばならないとの思いから、集落住民をはじめ、行政、JA、土地改良区等の関係機関に自ら積極的に働きかけを行い、バックアップ体制を築き、今年度8月には、「元気の出る野口づくり」と題し、地域内にどんな資源があるか、今後改善していくべき箇所などを話し合うワークショップを開催し、関係機関の協力の下、子供からお年寄りまで世代を超えて、地域の総点検する活動を行った。

このような活動から、具体的な将来像を住民全体で共有するきっかけとなり、活動計画や目標を決めるための方向付けが行われ、米以外の農作物を取り入れることで農業所得の減少を抑え、農業経営の安定を図ることや機械利用組合を設立し、農業機械の効率的共同利用を進め、農業生産体制の構造改革を行うことにより、将来は、集落内に複数ある生産組織を一本化し、農作業受託組合 (集落営農組織) を目指すこととした。

また、村の温泉施設に訪れる消費者との交流を行いながら、地域で収穫した農産物の有利販売を模索していく。

農用地保全マップには、降雨が続くと急傾斜により表土が流出しやすいため、農道の舗装 (7カ所810m) やU字溝布設 (110m) を行い、災害復旧労力の負担軽減を図る。

また、農作業の共同化、受託等については、作付品目ごとに団地化を進め、作業効率及び水管理の効率化を図る。

農用地等保全マップ



ワークショップの様子



[活 動 内 容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	体制整備に向けた取組
農地の耕作・管理 (田23.1ha)	周辺林地の下草刈り (約0.8ha、年1回)	生産性・収益の向上 機械・農作業の共同化 ・機械利用組合を設立し、そば、大豆の播種、収穫等実施 地場産農産物等の加工販売 ・みそ、漬け物等の加工・販売施設を設置
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路5.0km 清掃(年1回) 草刈り(年2回) 見回り(降雨後適宜) ・道路3.7km 簡易補修(年1回) 草刈り(年2回)	景観作物の作付け (農道30m沿い花を植栽)	担い手育成 認定農業者の育成(4→5名)
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動
農地法面の定期的な点検 (随時)	魚類・昆虫類の保護 (きのこの廃おがくず利用によるカブトムシの産卵場所作り)	多面的機能の発揮 非農家との連携 ・非農家4名と連携し農道沿いに花を植栽 学校との連携 ・小学校と連携し、カブトムシの観察会や教材提供等を実施
共同取組活動	共同取組活動	共同取組活動

3. 取り組むべき事項の活動内容

機械・農作業の共同化については、現在、個人所有の機械を、共同利用による生産コストの低減を図るため機械利用組合を設立し、目標として、汎用型コンバイン、乗用管理機、播種機、培土機の共同化に取り組む。

地場産農産物等の加工販売は、村の温泉施設の近隣地にみそ、漬け物等の加工・販売施設を設置し、消費者と直接対話する拠点とする。

多面的機能の発揮の取り組みは、地域内の連携強化のため、非農業者(4名)と一緒に農道沿道に花を植栽する。また、きのこ生産農家より廃おがくずを譲り受け、転作田の一角を利用して「カブトムシ牧場」を設置し、小学校と連携し、自然教育の一環として協定を結び、観察会、教材提供等を実施する。

担い手の育成として、将来は、集落の大半を担う農作業受託組合(集落営農組織)の設立を目指し、認定農業者の育成(4→5名)に取り組む。

[平成21年度まで取り組む目標]

- 集落内の農道沿道に非農業者4名と連携し、花を植え、環境整備を行う。(30m)
- 機械・農作業の共同化：汎用型コンバイン(そば:2ha 大豆:2ha) 乗用管理機による防除(大豆:2ha) 播種機(大豆:2ha) 培土機(大豆:協定農用地2ha)
- 地場産農産物等の加工・販売→みそ、漬け物等の加工施設や直売所を設置。
- 認定農業者の育成(現在4名→5名)
- 自然生態系の保全に関する学校教育等との連携：小学校と連携し、自然教育の一環として協定を結び、観察会、教材提供等を実施。

< 学校等教育機関と連携を目標としている事例 >

○「カタクリの里」「蛍の川」を整備し小学校と連携

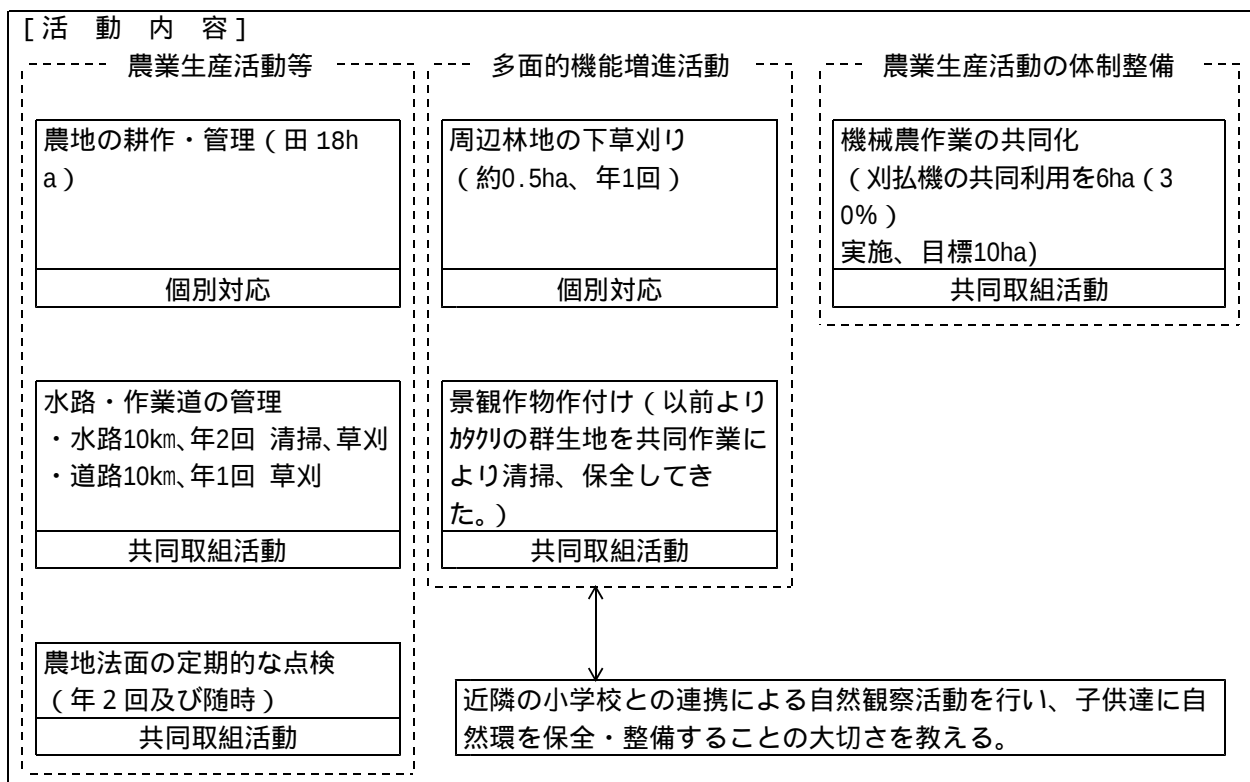
1. 集落協定の概要

市町村・協定名		栃木県那須郡那須町 大深堀		
協定面積 18ha	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
	水稻			
交付金額 381万円	個人配分 50％			
	共同取組活動 （5 0％）	景観美化活動費		20％
		水路維持管理費		18％
		畦畔維持管理費		12％
協定参加者	農業者 9人			

2. 集落マスタープランの概要

当集落は、那須町の北部に位置し、酪農と水稻を中心とした地域であり、古くから伝わる念仏太鼓が継承されている。また、集落の西側にはカタクリの群生地があり、以前より保全活動が行われている。

今後、協定締結を契機に、カタクリの群生地を「カタクリの里」として、その周辺の小川を「蛍の川」として保全を進め、近隣の小学校と提携し、自然観察活動を行えるよう、より一層の整備を図る。具体的には、農閑期に入る10月より草刈、清掃を行い、カタクリの生育環境及び現地までの進入路を整備する。4月に近隣小学校と活動協定を結び、学校の年間計画に合わせた自然観察会などを行う。「蛍の川」については、蛍の羽化する6月下旬から7月にかけて観察会を行うとともに、現地に看板等を設置することにより、一般の観光客が観察できるように整備する。



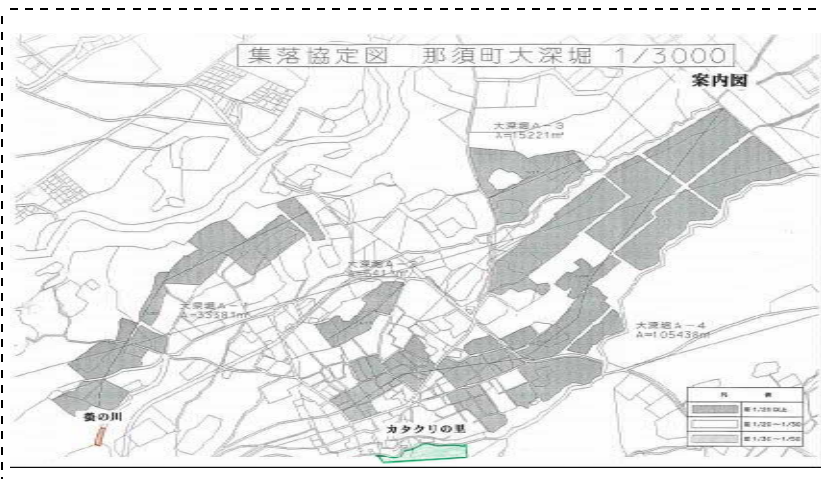
3. 取組の経緯及び内容

当地域は、那須連山の麓からの丘陵が緩やかになる所に位置し、山水が豊富なことから、集落北側の湿地にタカクリが自生し、初夏にはたくさんの花が観察できる。しかし、この自生地は、これまで整備保全が行き届かず、花が咲いていても藪の中という状況であった。

このような状況の中、平成13年度に集落協定を締結し、農業生産活動に積極的に取り組むこととし、集落センターの建設費用の一部を負担する等、集落の交流・発展のために大変貢献した。

平成17年度からの活動においては、近隣の小学校と協定を結び「カタクリの里」及び「蛍の川」の自然観察活動を積極的に支援するとともに、一般の観光客が観察しやすいよう案内・整備を行うこととしている。

○農用地保全マップ



【マップの解説】

- ・「カタクリの里」及び「蛍の川」の位置図。
- ・保全を要する道路を表示。



「カタクリの里」保全活動



「蛍の川」整備予定地

[平成21年度までの取組目標]

- 「カタクリの里」及び「蛍の川」を保全し、現地までの農道を整備
- 周辺学校との協定を締結し、年数回の自然観察活動を共同で実施
- 学校との連携で成果があがれば、一般観光客への開放に向けた取組を検討

< 担い手への農地集積を目標としている事例 >

○ 認定農業者に農作業を受委託し農地集積 30 %を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					青森県 とわだし 十和田市 いずみだ 泉田						
協 定 面 積 4.5ha		田（100％）		畑		草地		採草放牧地			
		大豆・小豆・麦		－		－		－			
交 付 金 額 97万円		個人配分								45％	
		共同取組活動 (55％)		担当者活動経費						5％	
				水路・農道等の維持管理費						6％	
				共同機械購入費						31％	
				管理活動費						12％	
				その他（予備費）						1％	
協 定 参 加 者		農業者 7人									

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

当集落は、地形的条件が不利なことから、農作業の効率も決していいとはいえず、農業用施設の維持管理及び耕作放棄防止に向け農用地をどのように保全していくかが課題であった。しかし、本制度の創設を受け、協定締結に向けた話し合いを進め、情報交換や地域の連携強化を図り、農業用施設の維持管理を通じて、多面的機能の低下の防止に取り組んでいくために締結に至った。

新対策では、平成16年度に立ち上がった泉田地域営農組合の法人化を目指して、認定農業者の育成や若者が就農できる環境を整えるため、オペレーター育成等を図り、集落全体で取り組むこととしている。

農用地保全マップでは、担い手らが大豆、小豆、麦等で農作業受委託する対象農用地を明確化するとともに、農道及び林地においては、草刈りなどの維持管理する箇所を明示し、必要に応じて、定期的な管理時に農道への砂利敷き等の補修も行う。



協定農用地



農地法面の保全

[活 動 内 容]		
農業生産活動等 農地の耕作・管理(田4.5ha) 個別対応 水路・作業道の管理 ・水路0.2km、年3回 清掃、草刈り ・道路0.3km、年2回 草刈り 共同取組活動 農地法面の定期的な点検 (随時) 共同取組活動	多面的機能増進活動 周辺林地の下草刈り (約0.5ha、年1回) 共同取組活動 加算措置への取組 土地利用調整加算 (協定面積の30%以上) 共同取組活動	体制整備に向けた取組 生産性・収益の向上 (機械・農作業の共同化) ブームスプレイヤ1台を共同購 入・共同利用し病虫害防除を 実施。 共同取組活動 担い手集積化 認定農業者2名への農作業の委 託 (協定面積の30%以上) 共同取組活動

3. 取り組むべき事項の活動内容

担い手の育成に向けて、泉田地域営農組合の構成員の認定農業者2名に農作業委託により協定面積の30%以上を集積することとしている。

また、泉田地域営農組合を基盤に、農業生産の効率化・低コスト化を図るとともに、機械の共同購入等を行い、生産物の有利販売を目指す。

さらに酪農家との連携を密にし、堆肥場の整備も検討しながら必要量の供給体制の確立を目指す。

[平成21年度まで取り組む目標]

- 機械・農作業の共同化
ブームスプレイヤを共同購入し、耕起、除草、薬剤散布する。(現状：実績なし)
- 担い手への農作業委託
認定農業者へ農作業を委託 (耕起、播種、病虫害防除)
(目標：協定農用地の3haで実施 (協定農用地面積の30%以上))(現状：未実施)
- 多面的機能の持続的発揮
水路 (0.2km)、農道 (0.3km)、周辺林地 (0.5ha) の草刈り、及び 農地法面の定期的点検等を行い、生産性の維持をしていく。

< 担い手への農地集積を目標としている事例 >

○ 担い手に農地利用集積

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	えちぐんあいしやうちやう まつおじきた 滋賀県愛知郡愛荘町 松尾寺北			
協 定 面 積 3.3ha	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
	水稲・れんげ			
交 付 金 額 28.6万円	個人配分			0 %
	共同取組活動 （100 %）	獣害防止柵設置に伴う維持管理		100 %
				%
				%
協定参加者	農業者 2人、 有限会社アグセス愛知（構成員4人）			

2. 集落マスタープランの概要

○ 将来像

農業生産法人に農地を集積する。

農業生産法人と地元が協議を行いながら効率的な営農が行えるよう獣害防止柵や農道の管理を行う。

○ 5年間の目標

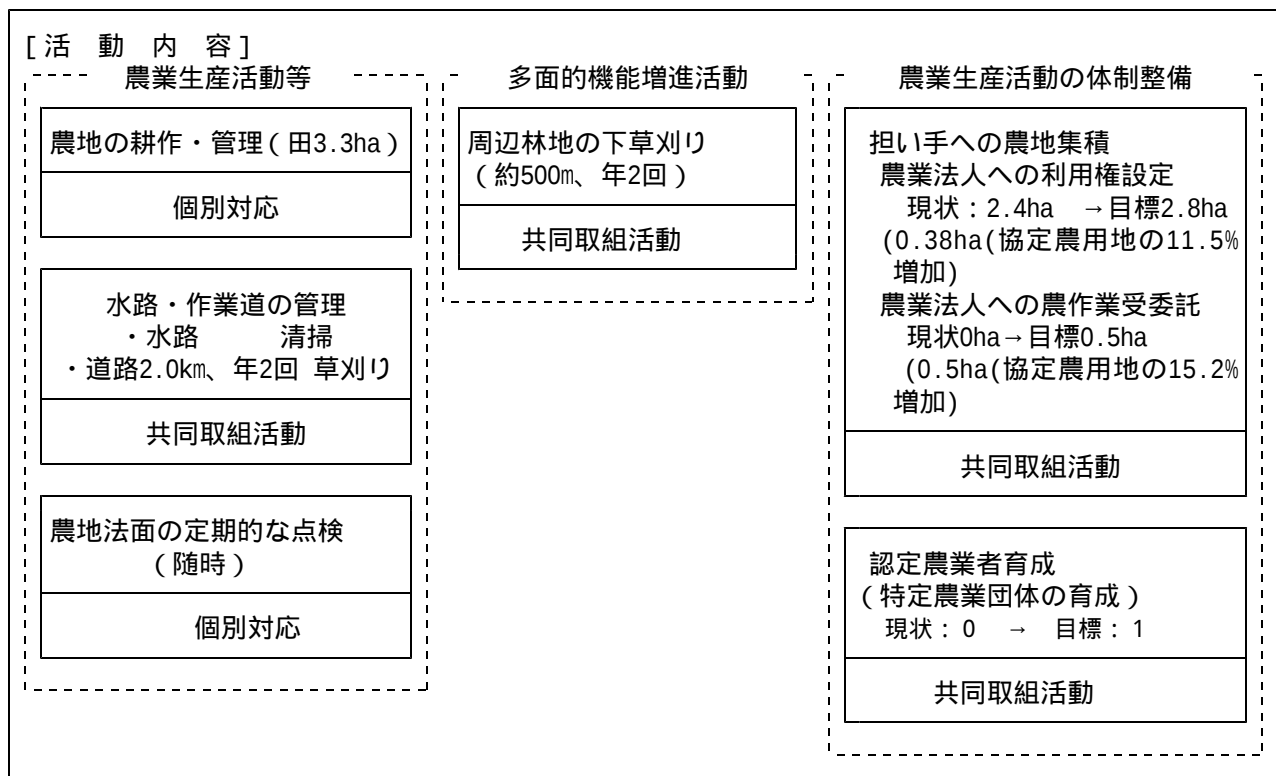
耕作放棄地を発生させないよう、地元と農業生産法人の調整を行い利用集積を行う。

月1回獣害防止柵の点検を交替で行う。周辺山林の伐採、除草作業を共同で行う。

○ 毎年のスケジュール

1～2年目 農地利用集積を70%以上にする

3～5年目 農地利用集積を85%以上にする



3. 取組の経緯及び内容

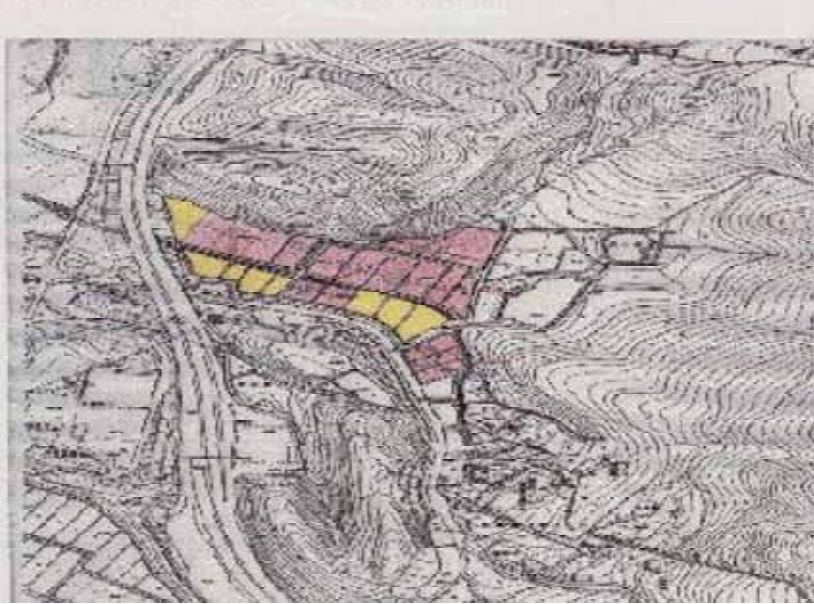
農業への意欲はあったものの、集落営農組織は設立できず個々の農業経営を進めてきていたが、高齢化と後継者不足やイノシシや鹿の獣害も増加していることから営農意欲は減退していた。そこで、平成12年から協定を締結し、獣害対策の実施や農作業オペレーターの募集等により営農組織を立ち上げる準備を進めている。

今対策では、集落による獣害防止電気柵の維持管理と周辺山林の伐採・除草と農作業の効率化および品種の統一化を図るため農業生産法人に集約を図る。

また、湖東三山の一つ金剛輪寺の麓で通行道に面しており、観光シーズンにはハイキング等でにぎわう場所であるため、景観保全に努めているところである。

○農用地等保全マップ

別添 農用地保全マップ(松尾寺北)



【マップの解説】

- ・農地の利用集積による作業の効率化（ピンク：利用集積 黄色：個人農家）
- ・獣害防止のための電気柵（図面上農地の周囲）



獣害防止のための電気柵設置



農地の利用状況

[平成21年度までの取組目標]

- 担い手への利用集積（当初2.4ha、目標2.8ha（協定農用地面積の85%（11.5%増加））
- 獣害柵の管理、農地法面、水路、農道等の補修管理の継続
- 認定農業者育成（目標 特定農業団体育成）

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標にしている事例 >

○ 協定農用地の大部分が担い手へ集積

1. 集落協定の概要

市町村・協定名					山形県最上郡舟形町 原田山地区						
協 定 面 積 21.4ha		田（100％）		畑		草地		採草放牧地			
		水稲、大豆、山菜等		－		－		－			
交 付 金 額 398万円		個人配分								20 %	
		共同取組活動 (80％)		担当者活動経費						4 %	
				水路・農道等の維持管理費						12 %	
				多面的機能増進活動費						1 %	
				体制整備に要する経費						63 %	
協定参加者		農業者 59人									

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

原田山地区は、標高が高い急傾斜農地に位置し、日照条件や水はけの悪さ等から荒廃する農地が増え始めていた。そのような中、平成10年に「沖の原機械利用組合」が設立され、転作作物や水稲の作業受託が始まり、原田山地区もその受益地区となった。その後、高台にある農地は水利費が高いなどの理由から、平成15年に水田畑地化にも取り組み、大豆やそば等の一般的な転作作物に加え、収益性の高い山菜類やアスパラなどの栽培も始まった。

新対策では、原田山地区、小松地区、鼠沢地区の3協定が統合し、新たに原田山地区集落協定を締結するに至った。現在、認定農業者6名への農地集積及び機械利用組合への受委託等で協定農用地の9割弱の集積が進んでおり、舟形町のモデルとして取り上げられている。今後も利用権設定及び作業受委託等を継続し、近い将来、集落営農組織の立ち上げについても検討していくこととしている。

また、作付品目については需要や農地との相性等を鑑みながら決定するが、高付加価値型農業への転換も考慮していく。

【農用地保全マップの概要】

急傾斜や水はけの悪さから、集中した降雨により農道の砂利や土壌が流亡しやすいため、農道では砂利敷きや土側溝のU字溝化の補修・改良を行う。





3. 取り組むべき事項の活動内容

担い手集積化の取り組みとして、高齢化により個人管理が困難な農地について、利用権設定や農作業受託(耕起、収穫、乾燥・調製)を進め、協定農用地全てについて、担い手(認定農業者等10名)への集積化を目指すこととしている。

鼠沢・小松地区に水稻5ha、原田山地区には大豆11haに加え、アスパラ、うるい、わらび等5haを作付けし、品目毎に作付地のブロック化を図り、効率的な土地利用体制を築く。

将来は集落営農組織の立ち上げを考えており、今後も前向きな実践により、農地委託者の信頼を得ながら、農作業受託面積の増加(目標:さらに2.2haを受託)を図る。

[平成21年度まで取り組む目標]

- 農道・水路の改修
 - 砂利敷きによる農道改修(延長=1.8km)
 - 水路の補修及び土側溝を一部U字溝化(延長=1.5km)
- 担い手集積化
 - 認定農業者への利用権設定や機械利用組合への農作業受託による協定農用地の集積
(現状:担い手への集積率87%→目標:100%)
- 規模拡大加算
 - 協定農用地に占める農作業受託面積の増加(目標:さらに2.2haを受託)

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標にしている事例 >

○ 農業機械を共同購入し特定農業法人の設立を目指す

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	宮城県白石市白川 犬卒都婆			
協 定 面 積 34 ha	田（100％）	畑	草地	採草放牧地
	水稲	-	-	-
交 付 金 額 586万円	個人配分			40％
	共同取組活動 （60％）	担当者活動経費		12％
		水路・農道等の維持管理費		7％
		多面的機能増進活動費		3％
		体制整備に要する経費		37％
		事務費		1％
協定参加者	農業者 56人			

2. 集落マスタープラン及び農用地保全マップの概要

全農家が兼業農家であり、農作業用機械を一式所有し、個別営農を行っているが、作業機械の更新や収益低迷などの悩みもある。

今後は個別完結型農業から脱却し、集落営農組織を構築し、集落単位での農業生産活動の体制整備を図り、将来は特定農業法人を視野に入れている。

そのための当面5年間の目標として、前対策で購入したトラクターに、さらに新対策でコンバイン、乾燥機、籾すり機を共同購入し、耕耘、代かき、田植え、刈り取り、乾燥・調整をそれぞれ協定農用地の15haにおいて農作業の共同化を図っていく。

また、担い手育成や集落営農における先進地を積極的に視察し参考とする。

農用地等保全マップには、農地法面の崩落箇所の補修の範囲や農作業の共同化を行う範囲を示している。



用水路改良工事

[活動内容]		
農業生産活動等	多面的機能増進活動	体制整備に向けた取組
農地の耕作・管理(田34ha)	周辺林地の下草刈り (約0.5ha、年2回)	営農集落の育成 機械・農作業の共同化 ・共同購入したトラクターと新たに共同購入するコンバイン、乾燥機、籾すり機によりを耕起、代かき、田植え、収穫、乾燥調製を実施。 0ha→15ha
個別対応	共同取組活動	共同取組活動
水路・作業道の管理 ・水路4km、年2回 清掃、草刈り ・道路5km、年2回 草刈り 随時 簡易な補修	昆虫類の保護 (ホタル生息エリアの草刈りやレンゲ草等の植物の栽培によりホタルの保護を行う)	
共同取組活動	共同取組活動	
農地法面の定期的な点検 (年2回及び随時)		
共同取組活動		
作業道の設置、排水改良 (年1回)		
共同取組活動		

3. 取り組むべき事項の活動内容

集落を基礎とした営農組織の構築に向けて、コンバイン、乾燥機、籾すり機等を購入し、耕起、代掻き、田植え、収穫、乾燥調製における基幹的農作業を15ha(協定農用地の44.6%)を目標に共同作業することとしている。



協議会・自治会・農協と連携した集落営農方針の策定

[平成21年度まで取り組む目標]

- コンバイン、乾燥機、籾すり機を各1台共同購入。
- 上記機械の他、前対策で共同購入した機械を共同利用し、耕起、代かき、田植え、収穫、乾燥・調製を協定農用地の15haにおいて実施する。
- 農用地等保全マップ活動として、協定農用地法面の崩落箇所を補修する。

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標にしている事例 >

○ 震災を契機とした集落ぐるみの営農体制づくり

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	新潟県北魚沼郡川口町 武道窪			
協 定 面 積 9.5ha	田（100%） 水稻	畑	草地	採草放牧地
交 付 金 額 210万円	個人配分			28%
	共同取組活動 （72%）	災害復旧事業負担金、水路・農道の改修		48%
		集落営農組織への助成		14%
		会議費、役員手当、その他		10%
協定参加者	農業者16人、（農）グループファーム武道窪（構成員19戸）			

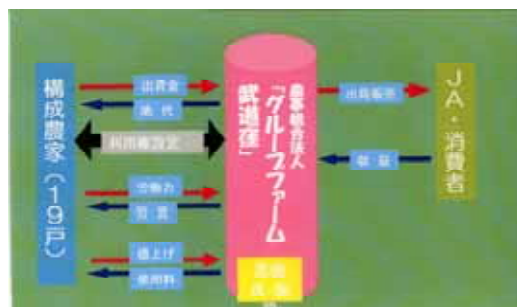
2. 集落マスタープランの概要

(1) 集落における将来像及び5年間での活動目標

農業生産法人を核とした農業生産活動等を基本とし、耕作放棄地を解消しつつ、楽しい農業(作業の効率化、機械整備による重労働の削減、定期的な休暇)への転換を図り、活気ある農業を目指す。

(2) 毎年の活動計画

- [1年目]桜の木の植栽、災害復旧費への負担補助
- [2年目]排水路の改修(30m)、農道舗装(50m)
- [3年目]用水路の改修(250m)
- [4年目]農道の改良(120m)
- [5年目]用水路の改修(120m)



[活 動 内 容]

農業生産活動等

農地の耕作・管理(田9.5ha)

法人対応

水路・農道の管理
・水路:年1回清掃、草刈り
・農道:年1回草刈り、補修

共同取組活動

水路・農道の簡易な基盤整備(5年間)
・水路:延べ400m
・農道:延べ170m

共同取組活動

多面的機能増進活動

景観作物作付(桜)

共同取組活動

加算措置としての取組等

法人設立加算
・H17年に(農)グループファーム武道窪を設立
土地利用調整加算
・H21年度までに農業生産法人へ10ha(内協定農用地面積9.5ha)を農地利用集積

体制整備に向けた取組

集落営農組織の育成
(H17設立、農業生産法人)

共同取組活動

集落営農組織への農地集積
・利用権設定面積30%以上
・参加農家割合 50%以上

共同取組活動

耕作放棄の発生防止
・法人への集積を基本
・そば等の作付け利用

共同取組活動

3．取組の経緯及び内容

(1)協定締結に至る経緯等

当集落は、平成 16 年 10 月 23 日に発生した「中越大震災」の震源地にあり、住宅全壊が半数以上となる被害を受けただけでなく、農地及び農道・水路の崩壊等により水田の大半が作付け不能となる甚大な被災を受けた。集落の 1 戸当たり平均耕作面積は 0.5ha と小規模で、農家の 9 割が自己完結型の 2 種兼業農家だったことから、個別での営農再建は経済的な負担が大きく、農地の復旧及び営農継続が困難となるだけでなく、離村戸数の増加による集落維持が困難になることも懸念された。その中で、関係機関の指導のもと集落内の農家でもある町の職員が、震災を契機に個別経営から集落営農による経営への転換を提案し、組織化に向けた集落合意形成と併せて、新対策を最大限活用する新たな集落協定の締結を進めた。

(2)特徴的な活動内容等

当集落では「武道窪集落営農検討委員会」を設置し、意向調査や集落懇談会を半年にわたって実施した結果、震災から 1 年後の平成17年10月に農事組合法人「グループファーム武道窪」を設立した（法人設立加算を適用）。

なお、当該法人は、集落の農地を 1 つの農場とみなす「一集落一農場」の形態を取っており、農地の利用集積を進める他、収穫物は法人名義で出荷等を行い、組合員には地代や作業労賃等を支払うことで、個別農家の労働負担や経済的負担の軽減を図っている（土地利用調整加算を適用）。

また、集落協定や法人設立に向けた話し合いの中で、集落内に耕作放棄地を出さないことが合意され、かんがい施設の復旧の遅れから水稻が作付けできない水田にはそばを作付けし、収穫されたそばを使ってお世話になった町内外災害ボランティア等を招いてそば祭りを開催した。

今後、組合員の増加による規模拡大や園芸導入等により法人経営の安定を図っていききたい。

(3)これまでの成果等

法人を設立したことにより、離農を考えていた農家が踏みとどまった。震災を契機として集落営農を実現したことから、被災地域の復興モデルとして、他地区への波及が期待される。



< 法人設立総会 >

[平成21年度までの取組目標]

- 集落営農組織の育成による継続的な農業生産体制の整備
 - ・農業生産法人の設立 現状：個別経営 → 目標（H17年）：1 法人
 - ・農業生産法人への農地利用集積
 - 利用権設定 目標：10ha（うち協定農用地面積9.5ha、協定農用地面積の100%）
 - 組織参加農家 目標：集落農家数の50%
 - ・土地利用調整加算及び法人設立加算の適用
- 生産条件の簡易な基盤整備
 - ・水路の改修 目標：延べ400m（5年間）
 - ・農道の改修 目標：延べ170m（5年間）

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標にしている事例 >

○ 1 3 集落協定を統合した集団営農への取組

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	なかつがわし ひるかわ 岐阜県中津川市 蛭川			
協 定 面 積	田 (100%)	畑	草地	採草放牧地
208ha	水稲・大豆・飼料等			
交 付 金 額	個人配分			20%
3,244万円	共同取組活動 (80%)			
	地区共同取組活動費			20%
	施設整備費(用排水路)			19%
	共同利用施設整備費			12%
	共同防除費(水稲・大豆)			7%
	作業委託助成			7%
	その他			15%
協 定 参 加 者	農業者 483人			

2. 集落マスタープランの概要

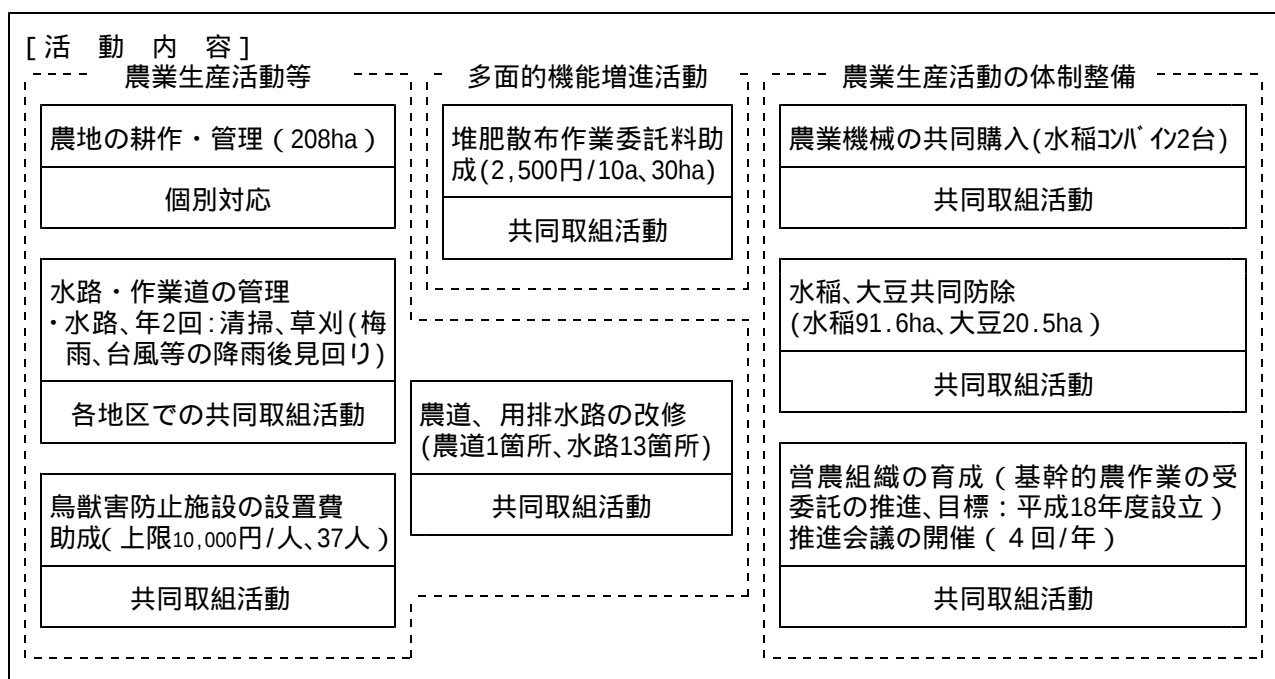
(1) 集落の将来像

本集落は、ほとんどが兼業農家であり、機械の共同利用・農地の利用集積を行うため、地区内の連携を図り効率的な農作業の受委託を行い営農推進に努める。

現在、「安弘見機械化営農組合」を中心に農作業の受委託を行っており、今後は担い手の育成を図るとともに、担い手が不足している地区の作業受託を行い、耕作放棄地の発生防止に努め、安定した農業生産「ぎふクリーン農業」の取組拡大を図る。

(2) 5年間の目標

高齢化等による作物不作付け地等は、受託組織の拡充と地域ぐるみの取組みにより保全する。 地元で取れた農産物等を利用した特産品の研究・販売に努める。 安弘見機械化営農組合を法人化し、法人を母体とした農地の利用集積、農作業の受委託、団地化に努める。 農作業受託組織等が導入する共同利用機械に助成を行う。



3. 取組の経緯及び内容

昨年度まで蛭川地区は、483農家が参加して13集落で協定の締結が行われたが、新たな対策への取組に際して、ほとんどの集落で基礎単価要件での締結が見込まれていた。

その結果、耕作放棄地等の発生の恐れや鳥獣被害の拡大が懸念されたことから、集落代表者との会議で13集落を統合した蛭川地区全体での協定締結が検討された。

蛭川地区の農家の農作業は、「安弘見機械化営農組合」を中心とした担い手に作業の受託が行われ、将来、同組合を法人化する計画もあったことから、蛭川全域を一つの農場と見立てることにより、より積極的な集団営農に取り組むことができるのではないかと考え、旧蛭川村を1つの協定と位置付けて取り組むこととなった。

○農用地等保全マップ



【マップの解説】

- ・今後5年間に補修・改良を予定している水路がどこに存在するのかが一目で認識可能。
 - ・また、電気牧柵を施した圃場も確認することが可能。
- 赤線・・・補修・改良予定水
緑線・・・電気牧柵



水路整備 水路の土出し・目地埋め



水路整備 水路周辺の草刈り

[平成21年度までの取組目標]

- 平成18年度までに農業生産法人を設立。
- 農作業委託による営農の効率化・低コスト化（担い手への3作業委託率30%を目指す）
- 担い手（新規立ち上げの農業生産法人）への農地の利用集積。
（利用集積を現在0ha→41haを目指す）（協定農用地面積の20%）

< 農業生産法人、集落営農組織の育成を目標にしている事例 >

○ 自分たちの農地を自分たちで守る

1. 集落協定の概要

市町村・協定名	山口県阿武町・宇久			
協 定 面 積 11.0ha	田(100.0%)	畑	草 地	採草放牧地
	水稲、野菜	—	—	—
交 付 金 額 155 万	個人配分			40%
	共同取組活動 60%	農業生産活動等		39%
		多面的機能増進活動等		9%
		その他の活動		12%
協 定 参 加 者	農業者 37人 非農家 5人			

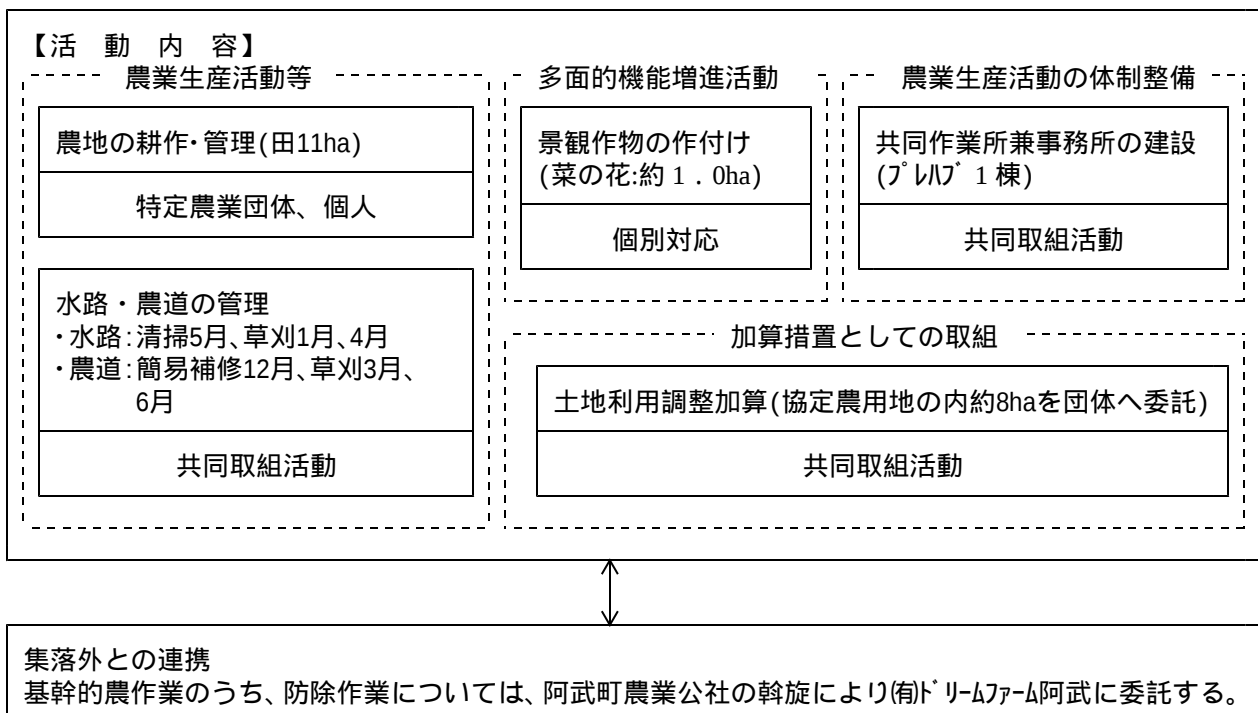
2. 集落マスタープランの概要

集落の将来像

農業従事者の高齢化と後継者不足等による農地の荒廃化を防止するため、農用地の集団化・作業の共同化を進めるため集落営農組織を立ち上げ、集落内の健康な者(高齢者、女性も含む)が協力し農用地を維持しながら、地域の活力を高め、将来的には、農業面だけでなく経済面、生活面も含め集落全体が活性化することを目指す。

5年間の目標

1年目に、集落内で十分な話し合いを行い集落営農組織を立ち上げ、2年目に稲作の共同作業を開始。合わせて餅の加工・販売や畑作物の計画的な生産活動にも取り組む。そして、農業機械についても当初は個人所有の機械を利用しながら、順次共同機械へ更新し作業の効率化を図り、組織運営を軌道にのせ、最終的には協定全面積の土地利用調整を目標としている。

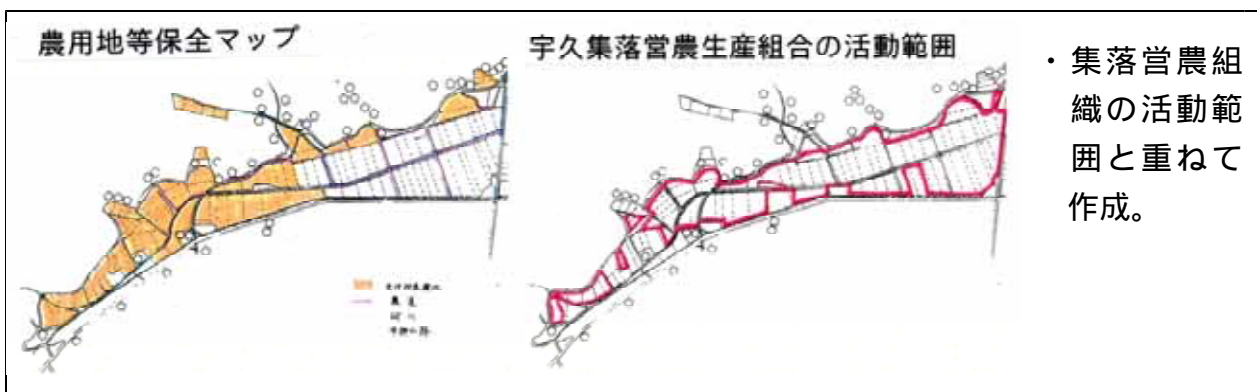


3. 取組の経緯及び内容

当集落は、全43戸の内農家戸数が38戸で、集落内の農地約22haを管理しており、中山間地域等直接支払制度が始まるまでは、共同作業や営農組織はなく全て自己完結型農業経営をおこなっていた。また、他の中山間地域と同様、農業従事者の高齢化と後継者不足が年々深刻化していた。

しかしながら、平成12年度から本制度に参加したことにより、集落内での話し合い活動や共同作業が継続的に行われるようになり、猪防護フェンスの設置、共同利用機械の購入、農道の改修などを実施した結果、徐々に集落営農への関心が高まり先進地への視察研修も実施した。その後継続的に集落内で検討会が開催され、新たな対策が始まると同時に、集落内での組織化への取組が進み、平成17年12月に集落内外36名の参加により特定農業団体「宇久集落営農生産組合」が設立された。

そして、平成18年よりまず稲作について共同作業化するとともに、女性や高齢者の方にも積極的に活動に参加してもらうため、順次餅の加工・販売を行うこととしている。また、転作田等の団地化により野菜等の畑作物の計画的な栽培を行い野菜の加工・販売にも取り組んでいく。最終的には、協定全面積の土地利用調整を目標としている。



H17.12.18 宇久集落営農生産組合設立総会の様子

【平成21年度までの取組目標】

- 集落を基礎とした営農組織の育成
落営農組織を立ち上げ、協定内農用地及び協定外農用地（平坦地）合わせて15haについて共同管理を行う。（協定内の約7割、全体でも約7割）